

6月9日(木曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第5 議案第55号 監査委員の選任について  
日程第6 議案第50号 平成6年度可児市一般会計補正予算(第1号)について  
議案第51号 平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)について  
議案第52号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第53号 可児市水道料金審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第54号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第56号 可児市土地開発公社定款の変更について  
議案第57号 市道路線の認定について  
議案第58号 市道路線の変更について

---

会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

---

議員定数 26名

欠員 1名

---

出席議員 (25名)

| 議席番号 | 氏名    | 議席番号 | 氏名    |
|------|-------|------|-------|
| 1番   | 高木利行君 | 2番   | 遠藤久夫君 |
| 3番   | 亀谷光君  | 4番   | 芦田功君  |
| 5番   | 太田豊君  | 6番   | 小池邦夫君 |
| 7番   | 村上孝志君 | 8番   | 渡辺佳彦君 |

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 10番 | 渡 辺 朝 子 君   | 11番 | 近 藤 忠 實 君   |
| 12番 | 続 木 重 数 君   | 13番 | 可 児 慶 志 君   |
| 14番 | 今 井 成 美 君   | 15番 | 河 村 恭 輔 君   |
| 16番 | 大 江 金 男 君   | 17番 | 勝 野 健 範 君   |
| 18番 | 村 瀬 日 出 夫 君 | 19番 | 渡 辺 重 造 君   |
| 20番 | 小 池 優 之 助 君 | 21番 | 松 本 喜 代 子 君 |
| 22番 | 奥 田 俊 昭 君   | 23番 | 田 口 進 君     |
| 24番 | 林 則 夫 君     | 25番 | 林 義 弘 君     |
| 26番 | 澤 野 隆 司 君   |     |             |

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長         | 鈴 木 告 也 君 | 助 役         | 瀨 瀨 義 昭 君 |
| 収 入 役       | 山 田 豊 君   | 教 育 長       | 渡 邊 春 光 君 |
| 総 務 部 長     | 山 口 正 雄 君 | 民 生 部 長     | 小 池 勝 雅 君 |
| 経 済 部 長     | 可 児 文 一 君 | 建 設 部 長     | 井 藤 實 義 君 |
| 水 道 部 長     | 大 沢 守 正 君 | 福 祉 事 務 所 長 | 高 橋 卓 二 君 |
| 教 育 部 長     | 可 児 征 治 君 | 秘 書 課 長     | 長 瀬 文 保 君 |
| 総 務 課 長     | 奥 村 雄 司 君 | 市 民 課 長     | 青 山 嘉 佑 君 |
| 農 政 課 長     | 曾 我 宏 基 君 | 土 木 課 長     | 可 児 教 和 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 丹 羽 一 仁 君 |             |           |

---

出席議会事務局職員

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 林 邦 夫   | 書 記 | 勝 野 正 規 |
| 書 記    | 脇 坂 忠 志 | 書 記 | 溝 口 晴 美 |

---

議長（勝野健範君） おはようございます。

本日、平成6年第2回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

---

#### 開会の宣告

議長（勝野健範君） ただいまの出席議員は25名です。したがって、定足数に達しております。これより平成6年第2回可児市議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 本日、平成6年の第2回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜り、まことにありがとうございます。

今月に入りまして、暑さも本格化してまいりましたが、議員各位にはますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

本年もはや早5ヵ月を経過いたしました。おかげをもちまして市政も順調に進展いたしております。これもひとえに議員各位を初め、市民皆様の御協力のたまものと厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会に提案申し上げます案件は、承認を求めるもの8件、予算2件、条例3件、人事案件1件、その他3件の合計17件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

議長（勝野健範君） 次に、事務局長から諸報告を申し上げます。

事務局長、お願いします。

議会事務局長（林 邦夫君） それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございます。

4月15日、第77回東海市議会議長会の定期総会が静岡県浜松市で開催されました。その席上で、15年以上の永年勤続表彰を林義弘議員、10年以上の永年勤続表彰を勝野健範議員、今井成美議員、渡辺重造議員、村瀬日出夫議員、大江金男議員が受けられました。

5月24日、中農六市議会議長会が美濃加茂市にて開催されました。

それから5月26日、第70回全国市議会議長会定期総会が東京渋谷公会堂にて開催されました。その席上におきまして、15年以上の永年勤続表彰を澤野隆司議員、10年以上の永年勤続表彰を勝野健範議員、今井成美議員、渡辺重造議員、村瀬日出夫議員、大江金男議員が受けられましたので、御報告を申し上げます。概要につきましてはお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（勝野健範君） 以上をもって諸報告は終わりました。

ここで、受賞議員を代表して澤野議員から発言を求められておりますので、これを許します。

受賞議員の方、出入り口にお進みいただきたいと思います。

26番（澤野隆司君） それでは一言お礼を申し上げたいと思います。

ただいま局長から御案内のように、東海議長会、あるいは全国議長会でそれぞれ表彰をいただきました。身に余る光栄に存じます。

7人の者、今日まで健康で、それぞれ地域のために、可児市の発展のために努力をしてまいったところでございます。何より健康が第一であるということをつくづく思うわけでございます。ありがとうございました。これには議員の皆さん方の今日までの御指導、御援助、鈴木市長を初めとする執行部の皆さん方の御指導をいただきながら、今日あることを改めて厚くお礼を申し上げます。

私ごとでございますけれども、15年という表彰をいただきました。町会議員に昭和46年にお世話になりましたときは、人口2万5,000そこそこの小さな町でございましたけれども、今や8万6,000人を数えようとしておる中核市に成長いたしました。その間、人口急増とともに生きてまいりました。林桂初代市長、現鈴木市長ともども、議会人としての立場で今日まで過ごさせていただいたことに対しましても、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後につきましては、これからの議員としての務めはさることながら、新しいすばらしいまちをつくっていくために一層の努力をしなければならないと決意を新たにいたしておるところでございます。どうか市を挙げて執行部の皆さん、そして同僚議員の皆さん方に今後一層の御協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

議長（勝野健範君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（勝野健範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において20番議員 小池優之助君、21番議員 松本喜代子さんを指名します。

---

#### 会期の決定について

議長（勝野健範君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって今期定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告について

議長（勝野健範君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分された事件について、同条第2項の規定による報告、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成5年度予算の繰越明許費、繰越計算書の報告、及び地方公営企業法第26条第3項の規定による平成5年度可児市水道事業会計予算の繰越計算書の報告、並びに地方自治法第243条の3第2項の規定による可児市土地開発公社、可児市公共施設振興公社の経営状況を報告する書類が市長から提出されました。それぞれお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

---

#### 承認第1号から承認第8号までについて（提案説明・質疑・採決）

議長（勝野健範君） 日程第4、承認第1号から承認第8号までの専決処分の承認を求めることについての8案件を一括議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では御説明申し上げます。

お手元の資料番号2番、平成5年度可児市一般会計、特別会計補正予算書でお願いをいたします。

まず1ページでございます。

承認第1号として、平成5年度可児市一般会計補正予算（第8号）でございます。

歳入歳出それぞれ3億4,240万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ223億9,088万5,000円とするものでございます。あわせて繰越明許費の補正、地方債の補正をお願いいたしております。

2ページでお願いをいたします。

まず歳入でございます。市税といたしまして、市民税で所得割の4,400万円の増、固定資産税で、土地、家屋、あるいは償却資産等で2,000万の減でございます。都市計画税につきましても400万円の減。

また地方譲与税におきましては、消費譲与税5,627万5,000円の増、自動車重量譲与税で1,015万2,000円、地方道路譲与税で1,062万1,000円それぞれ増でございます。

利子割交付金につきましては1億2,631万9,000円の増でございます。

特別地方消費税の交付金に至りましては62万1,000円の減でございます。

また、ゴルフ場の利用税交付金におきましては2,423万3,000円の増でございます。

また、自動車取得税の交付金におきましては1,927万4,000円の減でございます。

地方交付税につきましては、特別交付税でございますけれども1億5,601万9,000円の増

でございます。

また交通安全対策特別交付金では 385万 7,000円の増。

それから分担金及び負担金につきましては、分担金については市単の土地改良事業分担金でございますけれども、274万円の減。それから負担金につきましては社会福祉、児童福祉、これらの措置費、負担金等でございますが、27万 9,000円の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料といたしまして、総合会館、あるいは福祉センター、また市道の占用料等の使用料でございますけれども 1,146万 3,000円の増でございます。手数料につきましては 841万 4,000円の増。

また国庫支出金につきましては、負担金といたしまして社会福祉、児童福祉、あるいは各手当の国庫負担金の減がございまして 308万 8,000円の減でございます。また補助金につきましては、同じく社会福祉、あるいは保健衛生、また小学校災害復旧等補助金が増減がございまして、141万 1,000円の減でございます。委託金につきましては、基礎年金、あるいは児童手当等の交付金の増がございまして、360万 5,000円の増でございます。

また県支出金につきましては、負担金といたしまして、同じく児童福祉、あるいは生保、その他に増がございまして 116万 7,000円。県補助金につきましては、同じく 518万 2,000円の減でございます。委託金につきましては 805万 2,000円の増でございます。

また財産収入につきましては、各基金の利子の増減がございまして 539万 4,000円の減。また財産売払収入につきましても 2,383万 9,000円の収入減となっております。

また、寄附金につきましては次のページでございます。4ページ。下切の汚水幹線関連で 1,403万 4,000円の減をいたしております。

また繰入金につきましては、基金繰入金といたしまして、福祉基金利子の積み立て等でございます。116万 3,000円の減。それから財産区繰入金といたしまして、北姫財産区の繰入金38万円の減でございます。特別会計繰入金につきましては、老人保健、あるいは国保の特別会計繰入金の減がございまして 402万 8,000円の減でございます。

諸収入につきましては、預金利子の増 4万 4,000円。それから雑入につきましては 125万 4,000円の増でございます。

また市債につきましては、市債といたしまして農林、土木、あるいは教育、災害復旧、各市債の増減がございまして 1,820万円の減でございます。

歳入合計 3億 4,240万円とするものでございます。

次の歳出でございます。まず総務費では、総務管理費といたしまして、財政調整基金の積み立て 4億 9,889万 6,000円の増、あるいはその他基金の利子の増減がございまして、4億 8,563万 2,000円の増でございます。徴税費につきましては、職員手当の減をいたしております。200万円でございます。

民生費は、社会福祉費といたしまして、老人保健特別会計の繰出金 1億 1,200万ほどでございますけれども、その他増減で 1億 3,001万 7,000円の減でございます。児童福祉費につきましては、養訓センターの土地の購入等を行なっておりますので、2億 2,686万 4,000円

の増でございます。

衛生費につきましては、保健衛生費といたしまして職員手当の減 120万円。

それから農林水産業費にありましては、農業費で土地改良工事費の減がございました。その他も増減がございまして 954万 4,000円の減でございます。

それから土木費につきましては、土木管理費の職員手当の減 130万円。道路橋りょう費の工事未施工の分等を減いたしております。2億 5,024万円の減でございます。河川費につきましては 5,300万円の減。都市計画費につきましては、土地購入費、あるいは西可児区画整理の繰り出し等の増減がございまして 4,131万 5,000円の減でございます。

教育費につきましては、社会教育費は職員手当の減、その他予算の整理をいたしております。1,034万円の減。それから保健体育費につきましては、体育振興基金の利子の積み立ての減がございまして 3,000円の減でございます。

諸支出金につきましては次の 6 ページで普通財産取得費といたしまして、土地購入費 1億 3,524万 8,000円の増でございます。

災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費といたしまして、道路橋梁、あるいは災害、河川災害事務、その他の増減がございまして 638万 5,000円の減でございます。

歳出合計 3億 4,240万円の増、歳入歳出合計それぞれ 223億 9,088万 5,000円とするものでございます。

7 ページの繰越明許費の補正につきましては、追加といたしまして、都市計画基礎調査解析事業ということで 2,699万円お願いをいたしております。

それから次の 8 ページの変更でございますけれども、農林水産業費、あるいは土木、災害復旧費ということで、ここに示しております事業について変更をお願いいたしております。

また、9 ページの地方債の補正につきましては、瀬田幼稚園園舎の改築事業の関連で追加をいたしております。

それから 10 ページの同じく変更でございます。県営ため池整備事業負担金負担事業、これら以降 5 件につきまして変更を行っております。起債の方法、あるいは利率、償還方法としては変更はございません。

続いて 57 ページをお願いいたします。

承認第 2 号 平成 5 年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 874万 2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 27億 6,508万 7,000円とするものでございます。その中で直診勘定にありましては、歳入歳出それぞれ 80万円を追加いたしまして、その歳入歳出総額をそれぞれ 4,599万円とするものでございます。

次の 58 ページでございます。事業勘定でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税にありましては、現年度課税分として 480万 5,000円の増でございます。

また国庫支出金につきましては、補助金といたしまして特別調整交付金 8,948万 3,000円。療養給付費の交付金といたしまして 262万 2,000円。

繰入金といたしまして、国保の基金繰入金の減がございまして 8,916万 3,000円の減でございます。また他会計繰入金といたしまして、助産費の繰入金96万円の減。

それから諸収入につきましては、第三者行為によります賠償金等で 195万 5,000円増になっております。

歳入合計 874万 2,000円でございます。

また歳出につきましては、総務費の徴税費として、一般会計繰出金の減で30万 9,000円の減。

保険給付費につきましては、療養諸費といたしまして 938万 2,000円の増。助産費といたしまして、減の 144万円。

諸支出金につきましては、繰出金といたしまして、直診勘定の繰出金でございます。80万円の増。

予備費につきましては30万 9,000円の増でございます。

歳出合計 874万 2,000円。歳入歳出27億 6,508万 7,000円でございます。

次は60ページでございます。

直診勘定につきましては、まず歳入は、繰入金といたしまして他会計繰入金、事業勘定の繰入金として80万円。

それから歳出につきましては、基金積立金といたしまして80万円。

歳入歳出それぞれ 4,599万円とするものでございます。

次に71ページをお願いいたします。

承認第3号 平成5年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第4号)でございます。

歳入歳出それぞれ38万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 6,392万円とするものでございます。

72ページでございます。まず歳入につきましては、繰入金といたしまして財産区の基金繰入金が減になっております。38万円でございます。

歳出についても同じく38万円の減でございます。

歳入歳出それぞれ 6,392万円とするものでございます。

次に75ページでございます。

承認第4号 平成5年度可児市老人保健特別会計補正予算(第4号)でございます。

歳入歳出それぞれ1億 817万 8,000円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ29億 3,152万 1,000円とするものでございます。

76ページの歳入でございます。

支払基金の交付金といたしまして、医療費の交付金 519万 8,000円の減でございます。

それから国庫支出金といたしましては、まず負担金といたしましては医療費の負担金557万 1,000円の増。次に補助金といたしまして、老人医療費の適正化対策事業補助で50万 1,000円。

それから県支出金につきましては、負担金といたしまして 317万円。

繰入金といたしましては、一般会計繰入金の減が 1 億 1,220万 9,000円。

諸収入につきましては、雑入といたしまして、第三者行為の賠償金 1万 3,000円の減でございます。

歳入合計 1 億 817万 8,000円の減でございます。

また、歳出につきましては総務費の総務管理費、一般管理費の減がございまして65万 9,000円の減。

医療諸費につきましては、医療給付の負担金の減がございまして 1 億 360万円の減。

諸支出金につきましては、償還金といたしまして、一時借入金利子の減でございますが20万円。それから繰出金につきましては、一般会計の繰出金の 371万 9,000円の減。

歳出合計 1 億 817万 8,000円の減。歳入歳出それぞれ29億 3,152万 1,000円の予算でございます。

それから87ページをお願いいたします。

承認第 5 号 平成 5 年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 5,240万円を減額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,520万円とするものでございます。

88ページの歳入でございます。

繰入金といたしまして、他会計繰入金、一般会計でございますが 5,240万円の減でございます。

また歳出につきましては、区画整理費の区画整理事業費として事業補償費等の減がございまして 5,240万円の減。

歳入歳出それぞれ 7 億 3,520万円とするものでございます。

続きまして、資料番号 1 番の議案書の 6 ページからお願いをいたします。

承認第 6 号 専決処分承認を求めることについてというものでございます。

これは可児市税条例の一部を改正する条例の改正でございますけれども、本文は 6 ページ、7 ページ、10 ページにまでわたってございますけれども、今回、地方税法の改正によりまして、可児市税条例にありましても一部改正をするもので、お手元に若干の資料がお届けいたしておりますけれども、主な改正点は、個人市民税の均等割非課税限度額を「10万 4,000 円」から「14万 4,000円」に引き上げると。また、個人市民税所得割額から特別減税の額として20%で20万を限度として控除するということ。それから、市民税の所得割の非課税限度額を「25万円」から「30万円」に引き上げる。あるいは個人市民税の普通徴収を第 1 期で特別減税を実施するという。あるいは法人市民税の均等割の区分の変更。あるいは固定資産税の農地に係る負担調整の延長、あるいは固定資産税の第 1 期納期を 5 月とするということ等の改正が主なものでございます。

次いで11ページでございます。

承認第7号でございます。可児市都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

11ページから12ページにわたって本文でございますけれども、同じく地方税法の改正に伴いましたの改正でございます。主な改正点は、農地に係る都市計画税の特例といたしまして、これまで負担調整措置を3年間決めておりましたが、今回さらに平成8年度まで3年間延長するものでございます。あわせて第1期の納期を「4月」を「5月」とするということが主なものでございます。

それから13ページの専決処分、承認第8号でございます。

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは国民健康保険税の均等割、あるいは平等割を減額する世帯の所得の基準を「23万円」から「23万5,000円」にそれぞれ引き上げるといふ条例の改正でございます。

以上でございます。

議長（勝野健範君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております8案件については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから、承認第1号から承認第8号までの8案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本8案件を、それぞれ原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議がないものと認めます。よって、8案件については原案のとおり承認することに決しました。

---

議案第55号について（提案説明・質疑・採決）

議長（勝野健範君） 日程第5、議案第55号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第55号の監査委員の選任について。

平成6年6月27日で任期満了となります亀谷好治氏を引き続き選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

亀谷さんは非常に経験も豊富でございますし、監査に当たっても厳正・公平に職務を遂行していただいておりますので、監査委員としての職に適任であると考えましたので再び選任

することとしたわけでございます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願いいたします。  
議長（勝野健範君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については、委員会の付託、並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第55号 監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議ないものと認めます。よって、本案件は原案のとおり同意することに決しました。

---

議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号まで（提案説明）

議長（勝野健範君） 日程第6、議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号までの8議案を一括議題といたします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第50号の平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,810万円を追加しまして、歳入歳出予算それぞれの合計を216億4,810万円とするもの、及び既定の地方債の補正でございます。

その主な内容は、歳入におきましては、市民税の減税に伴う減税補てん債の追加等であり、歳出におきましては、花フェスタ関連周辺道路整備事業3億2,124万9,000円、文化センターの土地取得事業3億円などであります。

議案第51号の平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,072万2,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を34億9,482万2,000円とするものでございます。その内容は国庫等の精算金であります。

議案第52号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定につきましては、岐阜県中小企業融資要綱による資金名称の変更、及び「可児市商工会」の「可児商工会議所」への移行に伴う語句の整備でございます。

議案第53号の可児市水道料金審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道部の機構改革により、審議会の庶務を業務課で行うこととするものでございます。

議案第54号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の退職報償金について、支給できる最低勤務年数を

「5年」から「2年」に引き下げ、また勤務年数の区切りを5年単位から1年単位へ改正するものであります。

議案第56号 可児市土地開発公社定款の変更につきましては、公有地の拡大に関する法律施行令の改正等に伴う変更、及び業務の円滑化のための定款の見直しを行うものでございます。

議案第57号及び議案第58号は、平貝戸地内における道路線の認定及び変更であります。

詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますが、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いいたします。

議長（勝野健範君） 続いて、総務部長から詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） お手元の3番の平成6年度可児市一般会計、特別会計補正予算書をお願いいたします。

まず第1ページでございます。

議案第50号でございます。平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）。

予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,810万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ216億4,810万円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

次いで2ページでございます。

歳入でございます。

市税といたしまして、減額の8億2,977万6,000円でございます。これは、このたびの減税に伴いまして所得割が8億1,071万5,000円の減、その他超短の譲渡所得の減がございましたので、このような数字になっております。

また国庫支出金につきましては、補助金といたしまして、広見小学校のプール建設事業補助が参っております。581万1,000円の増。

それから県支出金につきましては、補助金といたしまして、乳児医療費の補助の2,000万円、それから福祉事業の補助金等がございまして2,191万9,000円。委託金につきましては、ふるさと川モデル事業の委託金といたしまして320万円ほど入っております。その他がございまして352万8,000円。

財産収入につきましては、売払収入ということで県道多治見・八百津線、その他の土地・建物売払収入でございます。2億4,266万円。

寄附金につきましては、一般寄附金のその他で439万6,000円。

繰入金につきましては、基金繰入金といたしまして財調繰入金の2億5,304万2,000円、あるいは文化センター建設基金の繰り入れ3億、その他でございまして5億5,878万2,000円。

諸収入につきましては、受託事業収入といたしまして国道21号関連の事業、あるいはその他の用地取得受託収入によりまして640万円。雑入につきましては、消防団員の退職報償金、

その他で 468万円。

市債につきましては、特別減税の補てん債 8 億 2,970万円でございます。

歳入合計 8 億 4,810万円。

続いて 3 ページの歳出でございます。

議会費といたしまして30万円の増。

総務費といたしまして、総務管理費で、これは県事業とあわせての事業でございますが、大衆味おこし支援事業として 100万円、その他土地購入費等で 2,119万 1,000円。徴税費につきましては、固定資産評価審査委員の報酬が5万円増になっております。会議が数件延びておりますので、こういったお願いをいたしております。

また統計調査費につきましては、事業所統計の事務費で30万円。

民生費につきましては、社会福祉費といたしまして、扶助費あるいは乳児医療費の 4,000万円と老人保健特別会計に 1,072万 2,000円の繰出金、その他がございまして 4,919万 4,000円でございます。

児童福祉費につきましては、臨時雇い賃金で 146万 9,000円。

衛生費におきましては、保健衛生費といたしまして公害対策事業費として10万円。

それから農林水産業費といたしまして、農業費で緑農住区の開発関連土地基盤整備事業補助金といたしまして 574万円。

土木費といたしましては、土木管理費で事務機の借り上げで12万円。道路橋りょう費で、花フェスタ関連の周辺整備と道路改良一般事業のその他がございまして、4 億 5,226万 5,000円。河川費といたしましては、一般経費で 320万円。都市計画費といたしまして、久々利町並み整備事業、その他で 554万円。

消防費につきましては次の 4 ページでございます。消防団員の退職報償費でございます。418万円。

教育費につきましては、教育総務費といたしまして、文化センター建設用地の取得関連で 3 億円。小学校費といたしまして、管理備品購入 5 万円。中学校費では、同じく管理備品、その他で9万円。社会教育費といたしましては、社会教育指導員の報酬を今回予算を掲げさせていただいております。 313万 4,000円。保健体育費といたしまして、臨時雇員の賃金でございます。 117万 7,000円でございます。

歳出合計 8 億 4,810万円でございます。歳入歳出それぞれ 216億 4,810万円とするものでございます。

5 ページの第 2 表でございます。地方債の補正として、減税補てん債で 8 億 2,970万円お願いをいたしております。

続いて29ページでございます。

議案第51号 平成 6 年度可児市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 1,072万 2,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ34億 9,482万 2,000円とするものでございます。

30ページでございます。

まず歳入でございます。

繰入金として、一般会計の繰入金 1,072万 2,000円。

歳出につきましては、諸支出金で償還金、これは平成5年度の実績精算によりまして支払基金の返還が生じてまいりました。したがって、国庫精算金として 1,072万 2,000円でございます。

歳出合計 1,072万 2,000円。歳入歳出それぞれ34億 9,482万 2,000円とするものでございます。

続いて、資料番号1番の15ページからお願いいたします。議案書の15ページでございます。

議案第52号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは岐阜県中小企業融資要綱によりまして「無担保無保証人制小口資金」の名称が今回改正になりまして、「小企業特別小口融資」に改められたことによりまして改正、提出したものでございます。また、あわせて「可児市商工会」が「可児商工会議所」に移行したことに伴います以上2点の語句の整備を行ったものでございます。

次に16ページでございます。

議案第53号 可児市水道料金審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成6年の4月の水道部の機構を一部改めておりますが、これに伴いまして審議会の庶務を業務課で行うということの整備でございます。

続いて17ページの議案第54号 可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

17ページから18ページにわたりまして改正点を書いてございますが、主な点につきましては、現行では、退職報償金につきましては勤務年数5年未満の団員には支払われていなかったことから、当市の団員は、その多くが5年未満で退職をいたしております現状から、最低勤務年数を「5年」から「2年」に改めて、これに該当する者を多くしたということでございます。したがって、現行では勤務年数が5年を区切りであるために、その中間で退職する団員は非常に不利益であったということでございます。勤務年数の区切りを5年単位からそれぞれ1年単位に改めたものでございます。適用は平成6年4月1日以降の退職団員から適用をいたす予定でございます。

それから20ページの議案第56号 可児市土地開発公社定款の変更についてでございます。

これは最近の社会資本の整備を進めていく上で、公共的事業に必要な土地を円滑に先行取得することの重要性が高まっておりますけれども、このたび公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正されております。したがって、公社では従来、業務用地の取得・造成を事実上できませんでしたが、今回、業務範囲が拡大されたということで、市街地開発事業、あるいは観光施設の事業の用に供する土地の取得又は事務所、店舗等に要する土地造成事業がこのたび可能となったということで、あわせて改正をするものでございます。これにあわ

せて一部語句の整備をいたしております。

それから21ページの議案第57号でございます。市道路線の認定について、あわせて議案第58号の市道路線の変更については、平貝戸地内の2線でございますけれども、3250号線につきましては新たに認定をするものでございます。

それから次の議案第58号につきましては、同地内でございますけれども、平貝戸地内でございます。一部延長して終点を変更するものでございます。以上でございます。

議長（勝野健範君） 以上で提案説明が終わりました。

ここで、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 3月議会のときに、私の4選出馬についての質疑がございまして、そのときにちょっとあいまいな答弁がしてあって、しっかり正式にはいつ表明するかという質問で、6月ごろということで答弁を申し上げておったわけでございます。

新聞には若干引退を示唆というようなことで出ておまして、その後、市民の方々、いろんな方からいろんな意見をいただきましたけれども、私はやはり、市長というのはやっぱり、特に可児市のように若いまちでは新陳代謝が必要であるということから、私は前からあまり長くやるということは自分の主義に反するというので、3期限りで引退したいということはおいてすぐやめるということを表明するのはいささかどうかということも考えまして、あいまいな答弁をしたわけでございます。

その後そうしたいろんな意見も聞きましたが、やはり私は自分の信念に従って3選3期でもってやめたいということを考えて、実は6月議会のいつ表明するかというようなことで議長とも相談いたしまして、本当は最終日の23日に、それじゃあはっきり表明するというので議長さんにもお願いいたしましたし、庁内の幹部にもそういう話をしたわけでございまして、一部の議員の、どうするんだという照会に対しては、最終日に表明しますという返事をおったわけでございます。

たまたま6日のこの定例議会の議案についての記者発表の席で、新聞記者の方から、6月に表明するという話はいつ表明するんだということでございましたので、23日に表明するというお答えをしたわけでございます。その結果、あくる日の新聞に可児市長引退ということが出てまいりましたので、これは23日に表明じゃなくして、やっぱり当初に言わなければならないというふうを考えて、本日、皆さん方をお願いをするわけでございます。

私も、本当に12年間皆さん方に大変御支援いただきまして、必ずしも十分に市政が運営できたとは考えておりませんが、何とかやりくりしてこれたというのは、皆さん方の御支援のおかげであるというふうを考えておるわけでございますが、新しいこの可児市をつくっていく、活力あるまちづくりのためには新陳代謝が必要であるということから、私は4選出馬しないということを表明したわけでございます。議員の皆さん方にもよろしくお願ひしたいと思っております。

しかし、まだ任期は4ヵ月余あるわけでございますので、任期いっぱいには全力を挙げて市政運営に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方におかれましても、なお一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私の3月議会のときに答弁した6月の表明の場にしていただきたいというふうに考えたわけでございますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（勝野健範君） お諮りします。議事の都合により、本日の日程はこの程度にとどめ、議案精読のため明日から6月14日までの5日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、明日から6月14日までの5日間を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

議長（勝野健範君） 本日はこれをもって散会いたします。

次は6月15日午前9時30分から会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

散会 午前10時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年6月9日

可児市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

6月15日(水曜日)午前9時30分開議

議事日程(第2日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号まで

---

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

---

議員定数 26名

欠員 1名

---

出席議員 (24名)

| 議席番号 | 氏名     | 議席番号 | 氏名     |
|------|--------|------|--------|
| 1番   | 高木利行君  | 2番   | 遠藤久夫君  |
| 3番   | 亀谷光君   | 4番   | 芦田功君   |
| 5番   | 太田豊君   | 6番   | 小池邦夫君  |
| 7番   | 村上孝志君  | 8番   | 渡辺佳彦君  |
| 10番  | 渡辺朝子君  | 11番  | 近藤忠實君  |
| 12番  | 続木重数君  | 13番  | 可児慶志君  |
| 14番  | 今井成美君  | 15番  | 河村恭輔君  |
| 16番  | 大江金男君  | 18番  | 村瀬日出夫君 |
| 19番  | 渡辺重造君  | 20番  | 小池優之助君 |
| 21番  | 松本喜代子君 | 22番  | 奥田俊昭君  |
| 23番  | 田口進君   | 24番  | 林則夫君   |
| 25番  | 林義弘君   | 26番  | 澤野隆司君  |

---

欠席議員 (1名)

17番 勝野健範君

---

説明のため出席した者

|      |       |        |       |
|------|-------|--------|-------|
| 市長   | 鈴木告也君 | 助役     | 纈纈義昭君 |
| 収入役  | 山田豊君  | 教育長    | 渡邊春光君 |
| 総務部長 | 山田正雄君 | 民生部長   | 小池勝雅君 |
| 経済部長 | 可児文一君 | 建設部長   | 井藤實義君 |
| 水道部長 | 大澤守正君 | 福祉事務所長 | 高橋卓二君 |

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 教育部長   | 可兒 征治 君 | 秘書課長 | 長瀬 文保 君 |
| 総務課長   | 奥村 雄司 君 | 市民課長 | 青山 嘉佑 君 |
| 農政課長   | 曾我 宏基 君 | 土木課長 | 可兒 教和 君 |
| 学校教育課長 | 丹羽 一仁 君 |      |         |

---

出席議会事務局職員

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 林 邦夫  | 書記 | 勝野 正規 |
| 書記     | 脇坂 忠志 | 書記 | 溝口 晴美 |
| 書記     | 山田 美保 |    |       |

---

副議長（今井成美君） 皆さん、おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には大変御多用の中を御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、本日、勝野議長は都合によりまして、欠席の旨、届出がございましたので、したがって、私、副議長がその職務に当たりますので、よろしく願いをいたします。

---

#### 開議の宣告

副議長（今井成美君） ただいまの出席議員は24名でございます。したがって定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

副議長（今井成美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において22番議員 奥田俊昭君、23番議員 田口 進君を指名いたします。

---

#### 一般質問

副議長（今井成美君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫であります。許可を得ましたので、以下3点について質問をいたします。

まず第1番目でございますが、マインド教育、カウンセリング教育の導入による現状等について。

小・中学校は、学校と塾と家の往復だけで日々を過ごしている現代っ子たちが多いが、マインド教育、カウンセリング教育を学級活動の中に取り入れて、生徒同士や、教師、生徒間の人間関係回復に取り組んで、心の健康づくりを目指している例も聞くところでありますが、この教育について、当市ではどのように考え実行されているのか、現状をお聞かせ願いたい。

また、道徳教育の中での愛国心や国際理解、環境教育が大切であることは御承知のとおりでございます。この対応はいかようであるか、お伺いいたします。

2番、薬用植物栽培について。

最近では、薬草の健康、医療面での効用が広く認められて、漢方薬など使用範囲が拡大しているところであります。そこで提案いたします。「花フェスタ '95」開催跡地の一部に大薬

用植物栽培園を造成して、広くあらゆる薬草栽培を行い、薬草と生活を深く考えてみたらどうか、一考されたい。幸いにも岐阜県では薬草に対する理解者も多いし、去る3日、4日には薬草研究シンポジウムが行われるなど、歴史ある薬科大学もある状態であります。

次に3番目、今後の税収見込みについて。

平成6年を基準年度として評価替えが行われることに伴う固定資産税、都市計画税や、景気低迷の中での法人市民税の税収はどのようなかお尋ねします。

私の質問は以上3点でございます。(拍手)

副議長(今井成美君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 村瀬議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1に薬用植物栽培についてでございますが、薬用植物の栽培については、近年、ハウス栽培の流行とともに、広く市民に親しまれるようになってきたことは議員御指摘のとおりでございます。御提案の「花フェスタ'95」開催跡地での薬用植物栽培は、まず本市が「花フェスタ'95」の臨時駐車場として利用するために造成しております仮称グリーンパークでございますが、ここは既に御承知のとおり、将来の運動、文化機能複合施設の整備を目指しておりまして、それまでの期間においては、先般、3月議会でも一部お答えしましたように、今回、駐車場として整備した部分を有効に利用し、芝生を張りまして、スポーツ広場、イベント広場、遊び広場として活用し、広く市民に御利用いただけるよう整備する計画を現在策定中でございます。可児公園における跡地利用としましては、仮設テントで建設されます「花夢館」「華やか館」の二つの集合館跡地あたりが考えられますけれども、県においては恒久施設として建設されるプリンセスホールと一体に利用できるよう芝生広場にす計画だそうでございます。可児公園で栽培が可能と思われるのは、花の館で展示する植物や花トピアで販売する花を栽培するための大温室でございます。現在、東駐車場の北側に建設されておりますが、この温室を利用しまして薬草植物を栽培し、花トピアが花の拠点施設としてではなくて、薬草の拠点としても利用できないか、今後、県に対して要望を働きかけてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしく願いいたします

次に今後の税収見込みでございますが、まず固定資産税ですが、固定資産税の評価替えは土地の評価について、平成6年度から宅地の評価額を全国一律に地価公示価格の7割程度にするという大幅な改正が行われました。しかし、評価額の上昇をそのまま税負担の増大に移すことなく、納税者の税負担の増加を極力抑えるために大幅な負担調整措置がとられ、当市における宅地評価額の平均上昇率は3.9倍となりましたが、負担調整措置により土地に係る税額の伸びは10%程度になっております。家屋については、耐用年数の短縮と、在来分家屋に対する一律3%の減価措置により、在来分家屋に対する課税が5%程度減少しましたけれども、新增築家屋の評価による増加が例年とほぼ同額の7%程度あり、差し引き2%ほどの増加となっております。また償却資産については、景気の長期低迷により、前年に対し多少減となっております。したがって、固定資産税全体では前年度比5%程度の上昇となる見込みでございます。今後は、土地については税負担調整措置がとられ、家屋については今

回の評価替えにおける特例的な措置である在来分家屋に対する減価措置等は予定されていませんので、土地家屋で8%程度の上昇は見込まれますけれども、償却資産が長引く景気低迷により増加は見込めませんので、固定資産税としては今後6%程度の増収を見込むことはできるのではないかと考えておるわけでございます。

都市計画税については、土地・家屋に対して課税をしておりますが、平成6年度においては固定資産税と同様、土地が10%、家屋が減価措置等の適用により2%程度の増加となり、都市計画税としては6%程度の増収を見込んでおります。今後は、固定資産税と同様の土地については10%程度、家屋については7%程度の上昇が見込まれ、都市計画税としては8%程度の増収を見込むことはできるのではないかと考えております。

次に市民税でございますが、個人市民税は順調に伸びてまいりましたけれども、平成5年度当初賦課で初めて対前年比97%と、前年を割り込むという極めて深刻な状況にありました。また、平成5年度中の経済状況も依然として低迷が続き、雇用情勢にも厳しさが見られ、個人消費も低迷する中で、平成6年度市民税の当初賦課状況は、特別減税、これは所得割額の20%、最高20万円の減税でございますが、その前の額で前年度比100.5%、49億7,500万円と、ほぼ前年度の額を確保できる見込みであります。このうち、特別減税による減収額を約8億3,000万円と見込んでいますが、これはすべて減税補てん債で賄われるもので、補正予算書のとおりになっておるわけでございます。当市における市民税所得割の所得区分を見ますと、例年、給与所得者が80%前後を占めており、前年度比マイナスとなった平成5年度を見ても、給与所得に対する所得割額は9.3%の増加となっております。こうしたことから、民間企業におけるリストラ、または雇用調整が進んでも従来のような増加は期待できませんが、数%程度の増加を見込めるのではないかと考えております。

次に法人市民税ですが、バブル経済の崩壊、円高等の影響が顕著にあらわれ、平成3年度現年度分調定額の12億3,000万円をピークに減少し、平成5年度の調定額は平成3年度比83.6%の10億3,000万円と、約2億円の減収となる見込みであります。この間、国においては、平成5年4月の新総合経済対策を初めとして数々の景気浮揚対策を実施し、平成6年度の経済見通しとして、平成6度中に本格的な景気回復軌道に乗ると見込まれるとしております。こうした中で、当市の平成5年度法人市民税の調定額を見ても、4月～9月の上半期の前年比が88%であったものが、下半期の10月～3月は101%と幾分上向きになっております。しかし、平成6年度の4月、5月を前年同月と比較しますと80.8%と減少し、楽観できない状況であります。経済の変化は予見しがたい微妙な要素も多いことから、法人市民税の税収見積もりは難しいものがありますが、前年度程度の税額の確保はできるものと現段階では考えておる次第でございます。以上でございます。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 村瀬議員の第1点の質問でありますカウンセリング・マインドに立った教育の現状につきましてお答えを申し上げます。

お説のカウンセリングという言葉でございますが、これはともに考えるという意味を持つ

ラテン語から来ておる言葉でございまして、教師と児童・生徒が一体感を持って、ともに考えていこうとする心のあり方でありますとか、教育相談的な態度が言われておることでありまして、そういう態度を持った教育のあり方につきまして、カウンセリング・マインドに立つ教育というふうに私どもは言っておるところであります。お説のとおり、学校におけるカウンセリングは大変重要でございまして、私ども教育委員会といたしましても学校カウンセリングが重要という認識に立ちまして、カウンセリング・マインドを持った教師の育成といえますか、資質の向上を大事にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

あわせて、学校経営の中では、カウンセリング・マインドを中核にした教育活動を推進していくように努めておるところでございます。具体的に申しますと、教師の資質向上の面といたしましては、可児市教育研究所が主催するカウンセリング講座を年間10回ほど実施しております。これには、これまで継続的に行っておりますので、相当数の教員が参加しております。これには、これまで継続的に行っておりますので、相当数の教員が参加しております。これには、これまで継続的に行っておりますので、相当数の教員が参加しております。本年度からは登校拒否を抱える担任の先生方に集まっていただいて研修をしてもらっておりますが、その中でもカウンセリングの研修を取り入れておるわけでございます。こうしたカウンセリング・マインドを重視した教育活動の具体的な場としては、ふるさと学習があったり、あるいはボランティア活動とか、そういう実際に児童・生徒が集団で、自主的、自発的、体験的に取り組む学習活動が重要であろうかと思っております。

また、それだけではなくて、質問の中にもございましたように、特別活動の中の学級会活動等の時間を利用して、児童・生徒との教育相談に当たるということがございます。また、あわせて一般の教科の指導の中でも、一方的に教授するという形から、相談的に子供の興味、関心に対応しながらこたえていくような学習指導を進めるということが、いわゆるカウンセリング・マインドに立った生徒指導であったり、教科の指導であるというふうに思っておりますので、今後ともそういう方向で重点的に進めてまいりたいと思っております。

それから、次に道徳教育における愛国心や国際理解、環境教育についての御質問でございますが、新しい学習指導要領におきましての道徳の内容は、小学校で申しますと低・中・高学年ごとに、それぞれ大きく四つの項目にまとめられております。それは、一つには主として自分自身に関する事、二つには主として他人とのかかわりに関すること、三つ目には主として自然や崇高なものとかかわりに関すること、四つ目には主として集団や社会とのかかわりに関することというふうにまとめて示されております。愛国心でありますとか国際理解については、そのまとまりの4の中の主として集団や社会のかかわりに関することの中に示されておまして、学年の発達段階に則して家族や家庭を愛する心を育てること、あるいは学校を愛する心を育てること、次に郷土を愛する心、国を愛する心へと発展的にとらえるように示されております。また、国際理解につきましては、地域の文化や伝統に関心を持つことから始め、やがてそれがそれぞれの国にある文化のよさや違いを認めて、それを尊重し、積極的に外国人と接したり、交流の場に参加するなどによりまして、国際親善に資することが求められておるわけでございます。

なお、環境教育につきましては第3の項目に属しておりまして、自然に学ぶ態度を身につけること、そして自然や動植物を愛護する心を育て、自分のできる範囲で自然環境を守ることができるように指導していくように示されております。これらの道徳の内容につきましては、教育活動全般の中で指導するわけでございますが、年間35時間の道徳の時間につきましては、それらの一般の教育活動の中で指導したものを補充、進化、統合して、道徳的実践力を身につけさせるというものであります。そのために、学校におきましては、例えば低学年におきます生活科の学習の中で、小動物と触れ合ったり、植物を栽培したりというような活動もありますし、あるいは動物の飼育をするというようなこともあるわけでございますし、それから教育外の活動の中には福祉ボランティアの活動とか、そういうものもございますが、そういう実際の体験的な学習の中で身につけていくようにすることが肝要であるというふうに思っております。道徳についてはそういう立場で取り組んでおるわけでございますが、今度とも一層その充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔18番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1問の教育関係であります。文部省で定めた平成4年度道徳教育実施状況調査では、定める標準時間を確保したのは小学校で58%、中学校では24.4%にとどまり、19時間以下が中学校で7.6%もあったと、このように報道をしております。当市の場合にはどんな状態であるか、わかれば内容をお聞かせ願いたい。

それから2番目でございますが、薬草の関係でございます。岐阜大学は、付属病院では全国的にも珍しい漢方外来診療を始めました。東洋医学の手法を西洋医学の方法と組み合わせまして治療に役立てるといふものであります。漢方薬は、ますます前途に明るみを持っておるものであります。この辺の点もひとつ十分了解していただきまして、実現ができるように特にお願しておきます。

意見を申し上げまして私の再質問といたしますが、教育関係でもしわかればお話をいただきたいと、このように思います。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 道徳の時間の実施状況についてでございますが、手元に細かい資料を持っておりませんので数字でお答えすることを差し控えさせていただきますが、私どもは毎年、教育課程の実施状況については調査をいたしておりますので、それによりますれば、およそ可児市内の小・中学校については実施状況は良好であるというふうに思っています。ただ、先般来、問題になっております部分であります。学校週5日制にかかわる土曜日の休みにかかって、教育課程の実施に困難な面があるというような意見もあるわけでございますが、全国的な様子を聞きますところによりますと、そういう点で道徳が削られておる状況が見られるというふうに聞いております。なお、細かいパーセントにつきましては後ほど報

告させていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔18番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 私が特に申し上げたいのは、道徳教育の中で、ここにも記しております愛国心の問題でございますけれども、愛国心というと、十二、三年前から、当時一生懸命叫ばれた項目でございますけれども、最近私の感ずるところは、やや低調であるのではないかと、このように感じておりますので、この辺も再考願いたいと、このように思います。

以上、私の再質問を終わります。

副議長（今井成美君） 以上で18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

続いて4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） 4番議員の芦田 功でございます。通告によります次の3点について、お伺いをいたします。

まず1点目でございますが、市道、県道も含めた通称道路、愛称道路の名称化についてお伺いいたします。

市民にとって道路は最も身近で重要な公共施設であります。昔、自動車がなかった時代でも、一里塚、松並木、お地蔵さんとか、さまざまな道しるべなどが、かつての生活の営みと、その跡が各所に残っております。今日においても、都市間を結ぶ産業道路を初めとして路地裏の道に至るまで、まさに道路は政治・経済・文化に大きな影響をもたらしていることは昔も今も変わらないところでございます。市内には、国道が21号、41号、248と、この3路線、県道が12路線、可児市道においては1,901路線が認定されておりますが、このほとんどが市道何号線という表現で、事務的、社会的にも利用されておるのが現状でございます。県道では、例えば土岐・可児線の久々利の方では「安土・桃山街道」と名称がつけられておりますし、市道の中でも地域によりましては、例えば今渡の乗船場のところは、木曾川に沿って市道1号線でございますけれども、昔から「観光道路」という名称で親しまれております。また、川合・姫ヶ丘線のちょうど南小の下の部分ですが、ここにおいても通称「桜道」という名称で現在も親しまれております。一方、主要幹線となっております広見・土田線は、今、都市計画道路決定から使われた名称のようですが、いかにも潤いのあるまちづくりというには似合わないと思うところでございます。広見・土田、これが通称化のようですが、いかにもこのまちづくりにマッチしないと思うところでございます。そこで、こういった主要な幹線はもとより、一般市道1,901路線があるわけですが、当初10路線とか20路線ぐらいに絞って選定をさせていただいて、それには一般市民の公募を募って、市民から親しまれる道路としての市民参加の名称化について、市当局の考え方をお伺いするところでございます。

2点目でございます。「花フェスタ'95」開催についてお伺いをいたします。

可児市における今世紀最大のイベントであります「花フェスタ'95」開催向けて、着々と事業の展開を市挙げて御努力をいただいておりますが、この「花フェスタ'95」開催によるいわゆる経済効果について、岐阜県は500億の経済効果を見込んでおると。また、国におい

では、1,000億の経済効果が見込まれている、そのように聞いておりますが、総事業費 280億とも言われているこの花フェスタ開催が、可児市での経済効果はどの程度見込みが立ちますか。入場者予定数50万人の県内外からの入場者をお迎えする本市において、相乗効果、経済効果の見込みをお伺いするところでございます。

次に第3点目でございますが、各種委託費の取り扱いについてのお伺いをしたいと思います。

行政当局においては、可児市第二次総合計画に基づいて、可児市の将来像として掲げる「心豊かな活力のある住みよい都市」具現化のため、さまざまな事業展開がなされており、今年度予算における土木費、教育費、民生費の構成比率を見ても明らかでございますが、政治、経済ともに大変厳しい状況の中にあつての効果的な財政運営に対し、高く評価するところであります。

そこで、昨年12月の議会での一般質問の中で、庁内行政改革について、つまり機構改革の見直し、事務事業の見直し、人員の適正配置、この3本柱についての市長のお考えをお伺いしましたが、その中で惰性的な行政運営をなくして、市民に対応できる行政運営に努めたいと御答弁をいただいております。そこでお聞きしたいのが、こうしたさまざまな建設事業の中に占める委託費の内容についてであります。土木事業を初めとして、各部局において建設予算が計上されておりますが、昨今、いわゆる調査設計委託料の伸び率には顕著なものがございます。特殊な技術を要する業務について外部委託の形式をとるのはやむを得ないにしても、職員の中には各種技術資格を有する職員が多数おられるにもかかわらず、測量調査、設計業務の名目でほとんどの事業にわたって外部コンサルタントに依存している現状では、果たして効果的な事業執行と言えるかどうか疑問に思う次第であります。また、外部の業者委託に頼り過ぎた工事施工は、時として担当職員が現場を掌握しないまま執行されているという危険性もあり、工事を始めてから地元住民に指摘をされて設計変更を行うというケースも耳にすることがございます。コンサル依頼をする過程で担当部課で現場をしっかり把握して、基本的なミスによる変更のないよう、また事務事業の見直しが図れるのではないかと。市として基本的な指導をしていただいて、こうした点に留意をされまして、担当部局におかれましては適正な委託業務の管理を含めて、今後の対応方針をお尋ねいたします。

以上3点についてお伺いしますが、御答弁をよろしく願います。(拍手)

副議長(今井成美君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 芦田議員の主要幹線市道の名称化についてお答えをいたします。

本市におきましては、来年、県営可児公園で開催される「花フェスタ'95」の成功に向けて、国・県当局と協力しながら周辺環境の整備に全力を注いでいるところでありますが、あわせて、花フェスタを契機として、各地域に根ざした特色あるまちづくりを市民参加により展開していくことも今後の重要な課題であると考えております。議員御指摘の一般公募による市道の名称化につきましては、市民の皆様が道路を単なる都市機能としてとらえるのではなく、市民コミュニティーや我がまちを意識し、醸成し、まちに愛着を感じ、結果として可

児市のアイデンティティを高めることに大きな効果があると考えております。また、国や県におきましても、近年、同様の動きが見受けられます。まちづくりを市民みずからが考え、市民の皆さんがまちづくりに積極的に参加できるきっかけとなるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。なお、先ほど御指摘のように、県道の土岐・可児線については「安土・桃山街道」と。これは県の正式名称ではございません。私の方からそういうことを言っておるわけですが、そうしたことをこれからも考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、「花フェスタ '95」開催における可児市の経済効果でございますが、「花フェスタ '95」開催に当たっては、会場の整備、関連公共事業に伴う投資、来場する人々の消費などによってさまざまな産業がインパクトを受け、それらが地域間、産業間に波及することによって、最終的に直接投資の何倍かの経済効果がもたらされることとなります。その経済効果には、会場建設やイベント運営、関連公共投資、民間企業の出展、観客消費などの直接経済効果、それから経済の取引構造を通じた生産誘発額の合計である経済波及効果、地域の活性化やイメージアップ、市民意識の高揚などの社会経済効果があります。県では、先ほど御指摘のように、直接経済効果を約 280億円と推計しており、この金額は岐阜県の全輸出額の10分の1に匹敵するものであります。経済波及効果としては全国的には 1,000億円で、生産誘発率は3.28倍、県内では約 500億円で、生産誘発率1.79倍と見込んでおります。ちなみに1988年の中部未来博では、全国で3.67倍、県内では1.80倍の経済波及効果があったと発表されております。

さて、可児市における経済効果でございますが、まず効果を測定する場合に詳細な調査を実施し、その資料をもとに産業関連法というコンピューターのシステムを製作し、波及効果を計算する必要があります。県の推計では昭和60年の岐阜県産業関連表を用いて計測しております。しかしながら、可児市においては産業関連表がなく、また新たにつくことも不可能と言われております。したがって、県が推計しているような経済波及効果を可児市で算定することは困難でございます。算定することはできませんけれども、波及効果があることは言うまでもなく、県内効果の何%かは可児市にもたらされるのであります。ただ、可児市にとりましては目に見えない波及効果を期待するよりも、直接投資によって整備される可児公園の恒久施設や、多治見・八百津線、土岐・可児線などの県道、あるいは駐車場として利用するグリーンパークの造成など、10年以上かかる事業が「花フェスタ '95」の開催を契機に前倒しにより実施され、短期間で社会資本の整備が図られることの方が極めて大きな効果ではないかと考えております。また、「花フェスタ '95」が本市で開催されることは、マスコミへの可児市からの膨大な情報の発信と、来場者が直接可児市を体験するPR効果、花いっぱい運動のさまざまな推進と、心豊かな活力と潤いのあるまち・可児の促進、市民の連帯意識や自信と誇りを持った市民意識の啓発効果、まちづくりや文化づくりの促進や発芽効果など、はかり知れないほど大きな社会、経済効果があらわれるものと確信をいたしておるところでございます。以上でございます。

副議長（今井成美君） 助役 纈纈義昭君。

助役（纈纈義昭君） 芦田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘の各種事業における委託業務の件でございますけれども、現在では議員御指摘のように、まずほとんどの調査設計を委託しておるのが現状でございます。平成5年度で見ますと、各種事業におきます工事の件数が、細かいものを除きまして381件、これに対するところの事業費といたしましては約120億でございます。こうした膨大なお金、予算をいただいておりますけれども、十分慎重に執行をさせてもらわなきゃならないわけでございますけれども、中・長期にわたります厳しい定数管理の中で、コンピューター導入をすとか、事務の合理化を図って何とかこれに対応しておるとというのが状況でございます。直ちに職員を急激にふやすということもまいりませんし、ある程度、中・長期にわたる長期計画の中で、適正な技術職員の養成と要員の確保ということをしていかなきゃならないということで、そうした面でやむを得ず委託をしておるとございまして。また昨今、いわゆる水平分業といいますが、むしろ専門業者に委託をした方がより経済的、効率的、全体的な中でその方がいいという判断もございまして、そうしたことに沿っても私どもとしては委託をやむを得ずしてきておる、あるいは必要によって選択的にしておるとというのが状況でございます。

御指摘のように、工事中に大幅な変更が必要であると、そうしたことも間々ございます。これは率直に認めておるところでございますけれども、従来、過去にありましたように、現地調整を十分にするという時間的余裕もございませぬし、また現地で関係者の皆さん方に過去におけるような十分なお暇をちょうだいするというのもなかなか難しい点がございまして。したがって、まずは委託した場合には、委託調査設計に及ぶその過程におきまして職員が現地踏査をし、それなりに関係者の御意見もお伺いしながら加味して仕上げるといって作業をしてきておるわけでございますけれども、ところが、なかなかそうした点で欠けることも間々ございますので、毎年の職員研修の場でも繰り返し繰り返しそうしたことを注意してきております。まず、現場を知らずして技術職員としては一人前になれないということでございます。そして同時に、可児市内隅々まで経験を積むことによって、地形、その他いろんな状況、環境を頭に入れていくということも非常に必要なことでございますので、今後とも機会あるごとにそういう指導をしてみたいと思っておりますし、努めて信頼を損なうことのないような努力をしてみたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔4番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） 市道の名称化についてでございますけど、やはり緊急時の火災とか救急車などにおいての現在地を知らせるときにでも、非常にわかりやすく知らせることができるという利点もあると思っておりますし、またこういう広見・土田というような建設当時の名称では、いかにもさわやかな印象を与えないという点では、どうしてもこういった愛称名を募っ

て、何とか、今、市長答弁で前向きとおっしゃいましたが、具体的にこれからお取り組みいただきたいと思うわけでございます。

また、よその例を出すのはあまりと思うんですが、各務原で既に42路線やっておられます。これもやはり広報等による一般公募で2度にわたって、1回目は17路線のようでございますが、これはほのぼのとした通りもあるようでございます。例えば鵜沼宿の辺はニンジンがすぐ産地となっておりますが、「にんじん通り」という名前がついております。私もここへ1軒の家を尋ねていくときに道でお尋ねしたら、この通りを真っすぐ行かれると「にんじん通り」という看板が上がっておりますと、それを左へ行ってくださいと、こういうふうに簡単に教えていただきまして、本当にわかりよかった実感があるわけでございますが、たくさんこういう一般市民からの公募によって、ほのぼのとした通称名、愛称名が既に実施されておりますが、この実施経緯を見ましても、ほとんど1年ぐらいでやっておられます。で、経費というのは、いわゆるそういう看板等の部分でちょっとお尋ねしますと、各務原で17路線をやるのに750万ほどかかったとおっしゃってみえましたが、もろもろの印刷等を含めて、PR代も含めてという意味だそうですが、どうしてもやはりこういう点は市民も希望しておるところでございますので、具体的にお取り組みをいただきたいと思うわけでございます。

それからコンサル依頼の件でございますが、やはり今、助役さんから、今後の方針、指導について御説明がありましたので細かいことは避けますが、やはり現場をしっかり見ていただいて、そしてそういう指導をしていただく。例えば先ほど触れましたように、最初の当初発注の予算よりも、変更によって本当に倍ぐらいかかったという現場もあるわけでございますので、そういうむだのないように御指導をいただきたいと思うわけでございます。また、職員さんの中には土木系技術職員さんが60名ばかりおられるようでございますので、こういった方、やはり細かい部分についてはできるだけ庁内で発注のできるような、コンサルへの依頼なくしてでもできるようなことも、これは職員教育につながるということを考えるわけでございます。で、あわせて、コンサル依頼がすべて悪いということをおっしゃるわけではございませんが、改善をしていただきたいという意味で申し上げておるところでございます。以上でございます。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 市道の名称につきましては、先ほどお答えいたしましたように、これから考えていきたいというふうに考えておりますが、広見・土田線もまだ全線改良済みではございませんので、まだ一部工事が残っているというようなことで、まだ着手していないという面もございますが、これから特に幹線道路は、ほとんどが県道、あるいは国道が多いという面もございますが、市道については前向きに考えていきたいというふうに考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

それから委託の問題でございますが、当然、私どもも庁内でやれるものについてはやるよというところで積極的に技術職員の採用をいたしておりますが、まだ十分ではございませんので、これから教育をして小さいものについてはやれるようにしますけれども、全部とい

うわけには当然まいりません。それには非常に多くの職員が要りますので、できるだけ効率的にということで、その技術職員は設計・監理、それから検査という方に回るということが必要であろうというふうに考えておりますので、今後も小さなものについてはできるだけ庁内でできるように体制を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

4番（芦田 功君） 以上で私の質問を終わります。

副議長（今井成美君） 以上で4番議員 芦田 功君の質問を終わります。

25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） 市民のささやかな願いを聞いていただきたく、市民サービスについて2点お尋ねをいたします。

私は徳川歴代将軍の中で、特に8代将軍の吉宗が好きであります。高度成長の元禄の大繁栄のバブルの大崩壊で、幕藩体制と言われる江戸時代の社会体制はまさに崩壊寸前であったわけです。こんなとき徳川の正統が絶え、御三家の一つ、紀州和歌山から入って8代将軍になったのが徳川吉宗であります。彼は赤字解消のためにいろんな行政手腕を發揮しました。特に顕著なのが、それまで米作一本の主穀中心農業を改め、適地に適産を興すといった、いわゆる地場産業の新政策の採用で日本の資源の総点検をしたために、日本の産業は諸国にわたって活性化し、やがて田沼時代の新しい繁栄を導き出したのです。まさに行政手腕抜群の、江戸の社会をリストラした将軍であったと思います。また一般には、この吉宗のリストラがなければ、アジア諸国のように日本も植民地化されたんではないだろうか、このようにも言われております。

そこで第1点は、この吉宗のアイデアと伝えられる目安箱、いわゆる現代版目安箱であります。市長と市民のファクシミリ通信の設置でございます。羽田総理の提案で「総理への提案ファクス」が総理府に設置されておりますが、これは全国版でございます。地方版ともいうべき、「可児目安箱」をぜひ設置してほしいものでございます。市民の皆様から、市長と対話する機会をもっとふやしてほしい。市長さんも多忙であるから、そうそう語る会の機会も設けていただけない。せめて市長室にファクシミリでも設置をしていただけたら市民の生の声もお届けできるのにと。市長にも、市民の意見、要望等が大いに参考になり、押しつけのアンケートよりも効果があるのではないかと思うわけです。可児市2代将軍としての御返答を請う次第でございます。

第2点は、図書館の時間延長についてでございます。

世の中には幅広く勉強したい人たちがぎょうさんいらっしゃいます。学校や勤め帰りに勉強しようと図書館へ出かけていっても、すぐ閉館となってしまう、落ちついて調べることも間々ならず、まして市外へ勤めておられる方たちが図書館へ寄ろうと思っても既に開館時間が過ぎてしまっており、積極的に学ぼうとしている人に対してはまことに物足りない感じでございます。そこで近隣市の図書館の閉館時間を調べてみますと、岐阜県の市立図書館では午後6時が多いのでありますが、土岐市や各務原市におきましては7時まで開館をしております。

ます。また、関市のように夏休みの期間中だけ延長しているところもございます。本市におきましても年間の図書館利用者を調べてみますと、平成3年度が年間利用者10万9,191人、4年度が11万9,336人、5年度で13万4,321人と、毎年利用者が大幅に増員をしております。特に7月、8月がぐんと利用者がアップします。3年度の7月が1万1,783人、8月が2万1,954人。4年度へまいりまして、7月に1万5,399人、8月が2万3,179人。5年度が、7月に1万5,626人、8月が2万3,798人と、他の月では9,000人強となっており、やはり夏休みは親子で図書館を訪れる人も数多くいらっしゃるわけです。

そこで、年間を通じての時間延長が無理であれば、夏休みに限り8時ごろまで延長するとか、またそれも無理であれば、1週間に2日ぐらいは何とか市民の立場に立って考えていただけないでしょうか、教育長。

以上2点で、私の質問を終わります。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 林議員の目安箱、ファクシミリの設置についてお答えをいたします。

市民と市長との対話の機会をふやすため、現代版目安箱としてファクシミリを設置したらとの御提案であります。公聴活動の充実を図っていくため、貴重な御意見として検討していきたいと存じます。公聴活動としましては、市民意識調査を初め、懇談会の開催、目安箱の設置、市長への手紙などが一般に行われているものではないかと思えます。中でもファクシミリを使った目安箱の設置や市長への手紙は、だれからも気軽に市政についての御意見をいただけるということですが、いただいた皆さんの御意見をどう市政に生かしていくかが一番大切なことであろうかと思えます。この点を十分に踏まえ実施について検討しなければなりません。意見をいただいた皆さん全員に返事を出すのか、また寄せられた意見の公表をどうするのかなど、ファクシミリの利用も含めて検討しなければならない課題もあります。いずれにしても、市民の皆さんの御意見を聞きながらの市政であり、御提案をいただいたファクシミリ利用の目安箱等、市民との対話の方法を考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 林議員の第2の御質問にお答えを申し上げます。

夏休み期間につきましては、可児市立の図書館は開館時間を30分早めまして、午前9時30分から午後6時まで開館をしております。平常時におきましても午後6時まで開館するとともに、土曜日、日曜日にも開館をして対応をしております。議員御指摘のように、夏休み期間は特に大勢の入館者があるわけですが、その内訳を見ますと、主に児童・生徒の利用が多いわけですが、利用の状況は主に自習による学習室の利用がほとんどございまして、席借りのみの自習ということになるかと思えますが、これは図書館本来の機能として利用しておるわけではありません。したがって、図書館本来の機能であります資料の提供及び貸し出し、レファレンスサービス等につきましては、現在の業務時間内で対応できるのではないかと考えております。昨年4月から完全週休2日制が実施されましたわけで

ございますが、図書館といたしましては図書館サービスの低下を招かないようにということで、職員の時差出勤及び交代制勤務等によりまして、土曜日、日曜日についても開館し、利用をしていただいております。また、できるだけ市民の方々が近いところで御利用いただけるようにということで、昨年度は帷子公民館に分館を設置しましたし、本年度は桜ヶ丘に分館を設置して、市民の皆さんに身近なところでサービスのできるような体制を整えていきたいというふうに考えております。御提案の夜間開館につきましては、せっかくの御提案でございますので検討をしたいと思っておりますけれども、現状の職員の実態から申しますと、私から勤務を命ずることはなかなか言いづらい状況ではありますが、今後、検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

〔25番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 25番議員 林 義弘君。

25番（林 義弘君） 市長室にファクシミリについては、市長も前向きにとらえられた答弁と解釈をいたします。市長には引退表明をされまして、果たして任期中に設置されるのか、また後継市長にあまり宿題ばかりを残しては悪いんじゃないかという親心かもしれませんが、それは間違いであると思います。後継者にもろもろの宿題と試練を与えてこそ初めて親心であると思いますので、どうか市長の任期中にひとつ市長室にファクシミリの設置をよろしく願います次第でございます。

それから第2点の図書館の時間延長についてでございますけれども、行政はもろもろの好条件ばかりなら苦勞はないわけでございます。やはり悪条件の中で市民の要望にこたえ、クリアしていくのが、やはり執行部、特に教育長の手腕であると思うわけです。私は教育長は県下においても5指に入る立派な教育長であると、私はこう思っておりますので、どうか夏休みの時間延長も前向きに検討していただきまして、実現されるのを私は望んでおるわけでございますが、以上2点は要望にとどめて、御返答は結構です。

副議長（今井成美君） 以上で25番議員 林 義弘君の質問を終わります。

ここで15分間休憩に入ります。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時50分

副議長（今井成美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

24番議員 林 則夫君。

24番（林 則夫君） 通告に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点でございますが、消防団員の確保と身分の保障についてをお尋ねいたします。

平成6年度可児市消防団操法大会もまことに好天の中、各分団とも血と汗のにじむ努力と練習の成果をいかに発揮され、8万5,000市民を前にアピールし、盛会裏に大会を終わられたことに対し、心から敬意を表するものであります。日常茶飯事、待ったなしの緊急出

動、防火・防災訓練、消防の花と言われます出初め式、また年末の夜警、操法訓練等々、それぞれ仕事を持った団員にとってまことに負担も多く、ただただ御苦労さまの一語につきます。年々再々団員確保も厳しい状況下であり、特に最近の長期不況の中では企業側においてもいろいろと問題があるようでございまして、入団に際し、依頼する市側と企業側でいかなる調整をなされておられるのかお尋ねをいたします。

第2点目でございますが、花フェスタ会場内に特産品売場を建設してはどうかということでございます。

市民待望の「花フェスタ '95」開会も目前に迫り、それぞれの立場で準備も順調に進んでおり、何としても成功させなければなりません。しかしながら、こうしたイベントをただ40日間だけの一過性のものにする事なく、未永く市民、県民の憩いの場として発展させるためにも、会場内に特産品、土産物売り場等を設置し、物産館の建設を考えてみられてはどうかということについて2点お尋ねをする次第であります。

この2点とも、直接市側で答弁しにくい分もあるかと思いますし、また私といたしましても聞きにくい分もあるわけでございます。第1点につきましては、これは事業者サイドの考え方でございまして、第2点につきましては主催者が県でございます。しかし、そうしたものを超越した形で御答弁いただければありがたいと、かように思う次第でございますので、何とぞよろしくお願いをいたします。以上です。(拍手)

副議長(今井成美君) 助役 瀨瀬義昭君。

助役(瀨瀬義昭君) 林議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の消防団員の確保についてでございますけれども、消防団の運営や団員の確保につきましては、社会情勢の変化、生活様式の多様化に伴いまして、団員のサラリーマン化が進んで、現在、約77%の方々がどこかにお勤めの状態でございます。各事業所等での消防団活動の御理解をいただくことは、だんだんに難しい状態になってきておることは事実でございます。特に昨今の経済情勢からして、非常に厳しい状況にあることも議員御指摘のとおりでございます。市といたしましても、消防団組織の重要かつ必要性について、広報紙やケーブルテレビ等を通しまして広くPRするとともに、4月早々には新入団員が勤めておいでになる事業所を訪問し、お願いをしたり、あるいはまた文書でお願いをしたり、こうした努力をいたしております。また、団員が少しでも活動しやすく、参加していただけるような環境づくりにつきましても、ここ近年努めてきておりまして、行事、訓練等の簡素化とか、あるいは任期の適正化、そしてまたいろんな活動諸日程の調整については、基本的には日曜、祭日等を利用するというようなことにだんだんと変えてきておることも御存じのとおりでございます。いずれにしましても、消防団の活動について広く市民の皆さんにより御理解いただくよう、周知努力もしながら御理解をいただくように努めてまいりたいと。そうしたことによりて団員の確保も、少しでも環境づくりをするように、容易にしたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の「花フェスタ '95」会場内の特産品売場の建設でございますけれども、「花フェ

スタ'95」の開催期間中における特産品等の販売は、2カ所の入り口、ゲート付近にできず、既に御案内の楽市楽座やイベントステージ周辺のバザールで行う計画でございます。楽市楽座につきましては、物販店が34区画、飲食店が24区画で、広さはいずれも13.3平方メートルとなっております。また、バザールは13.3平方メートルの区画が26区画、25平方メートルの区画が8区画設置される計画になっております。その他のミニショップ、これは面積にしまして約10平方メートル、10店の計画になっておりますけれども、そして自動販売機を50台、レストラン1店当たり約200平方メートル余でございますけれども、1店を含めまして、このフェスタ'95の営業参加者をさきに既に決定を見まして、県におかれては「ふれあい」(くらしと県政)、そして本市の場合は広報「かに」におきまして、7月1日号で一斉に公募する予定になっております。地元であります本市としましては、できるだけ多くの方に出店をしていただきまして、「花フェスタ'95」を盛り上げていただくように関係団体に強く働きかけてまいりたいと思います。

さて、「花フェスタ'95」終了後の特産品等の販売でございますけれども、期間中の施設につきましては、いずれも今申し上げました施設は仮設の建物になる予定でございます。そのまま使用することは不可能でございます。しかしながら、昨年中の可児公園の入場者数は、既に公表されておりますけれども、約25万人でございます。当初計画に基づく平成5年度の入場者15万人を大きく上回っておる現状でございます。さらに、花フェスタに向けて日本一のバラ園や花のタワー、花の館、プリンセスホールなど恒久施設が整備されますと、年間約1,000万人以上の入場者が期待できる公園になると予想しております。県としても、議員御指摘のとおり、公園を訪れたたくさんの皆様方に県内各地の特産品をお土産に買っていただくために、恒久施設の中に売店を設置するよう、現在、検討中であるというふうに聞き及んでおります。今後、地元である本市といたしましても、地元の特産品を重点的に販売していただけるようなスペース確保といえますか、方法について県に対して今後強く要望してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど1,000万人と申し上げましたけれども、御無礼しました。100万人でございますので、ちょっと大きく申し上げて大変恐縮でございます。

〔24番議員 挙手〕

副議長(今井成美君) 24番議員 林 則夫君。

24番(林 則夫君) 本論に入る前に、一つ議会事務局に注意をしておきますが、先ほど林義弘議員が質問中、前の速記者席が留守になった。こういうことのないようにしてほしい。もし現在の女子職員が退席した場合には、勝野君、君が来てそこに座るなり、このぐらいのことは当たり前のことなんで、今後そういうことのないように注意をしておきます。部下の責任は局長の責任ということですから、局長、ひとつしっかりお願いいたします。

そこで質問に入るわけでございますが、まず第1点ですが、消防団員が入団したときに、市長名、それから消防団長名で各事業所への協力お願いの文書はきちんと出されておるようでございますし、消防団員が任期を終えたときには、きちんとお礼の文書も出てるよう

ございまして、まことに結構なことかと思えます。そこでちょっと聞きたいわけなんです、こうした協力をお願い、要望書を出されたときに、何らか事業所から返信、返答はありましたか、どうですか、その辺は。

副議長（今井成美君） 助役 纈纈義昭君。

助役（纈纈義昭君） 特に文書等による返答、回答はございません。一方通行で、当方からひたすらお願いをするという形をとっておりますので、そういうものを求めたこともございません。

〔24番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 24番議員 林 則夫君。

24番（林 則夫君） そう思っておりました。景気のいいときはいいでしょうけれども、こういうリセッションが長引いて各事業所とも何とかリストラを図ろうというようなことになると、消防団員が例えば大企業で流れ作業のベルトコンベアについておったような場合、サイレンが鳴った、すぐ出勤なんていうことになると、これは周りの同僚にも大変迷惑がかかりますし、いろんな各方面へ負担がかかるわけなんで、その辺ちょっと難しい面はあるかなと思うわけでございます。しかしながら、そういったものが積もり積もって勤務評定の対象になるというような事例があったもんですから、この点についてお尋ねをするわけですが、この件について執行部が答弁されるのも、ちょっと答弁のしにくい面があるかと思うわけですが、さりとしてこれを聞かずにおくわけにはいかんもんですから聞くわけなんで、その点についての御答弁もまた後ほどお願いをしたいということでございます。

私も20年近く前になりましたら、消防部長をやったときに、その当時から団員確保には非常に苦慮をしたわけございまして、入団する消防団員に御苦勞順位という順位をつけたんです。平牧消防憲法というものをつくりまして、御苦勞順位、その御苦勞のトップには市役所の職員もしくは自営業者ですね、農業も含まれますが。その次が農協、それで市内の事業所の社員というような順位で団員を決めていったわけございまして、ここで見せてもらいますと、現在も大体そんなような形で団員の確保がされておるようございましてね。可児市役所で45名、可児農協で17名、カヤバ工業で12名というような順位になっておりますが、だれがやってみても大体こんなような形で御苦勞を願うことになろうかと思えます。しかしながら、先ほど申し上げましたような勤務評定の対象にされるというようなことになっては、生活もかかっておりますし、もちろんそうなりますと若い団員ではなくして、ある程度年齢がいった班長クラスになりますと事業所側が払う月給も相当多額になるもんですから、そういうことがあればどうしても解雇の対象にされるのではないかなというような考え方をするわけなんで、この点につきましても今後でき得る限り事業所との話を詰めていただきたいというふうに思うわけでございます。

先般、朝日新聞にも報道されておまして、今定例会にも上程をされておりますが、可児市消防団の基準の改善ですが、これは全く当を得たことございまして、できるだけことはしてやりたいなあという気持ちもあるわけでございます。しかしながら、本当にボランテ

ィアでございますので、先ほど申し上げました私の部長のときにも三つのSというものを絶対に守れということで、まず第1にセーフティですね。いくら消防団員であろうとも安全でなきゃいかんということで、事故を起こせば他人にも影響が及ぶし、また自分にも直接かかってくる問題だから、とにかく安全のSということと、またこれは相反する面も一部ありますけれども、あくまで消防団員はスピーディーでなければならないと。もたもたしておっちゃんいかんということと、最後は地域住民に対するサービス。この三つのSだけは肝に銘じておけというようなことで、今でもそうした気持ちは通じておるわけでございますが、いずれにいたしましても、いろいろと仕事の面に穴をあける分が多々あるかと思っておりますので、そうしたことが消防団員の身分に差しさわりのないような形を市側と事業者側とよく話し合いをいただきたいというふうに考えるところでございます。

それから第2点目につきまして、私は私の靈感で申しますと、この花フェスタは入場者55万、天気良好にして大した交通事故もなく、盛大裏に終了するであろうというような予測をいたしておるわけございまして、先ほども申し上げましたように、この「花フェスタ '95」がただ一過性に終わることなく、ポスト花フェスタを現在考えておるところであります。御承知かと思えますけれども、今まで各地で博覧会、それからこうしたイベント等ありましたけれども、今回の花フェスタにおきましては一つの特異な形態であろうと思えます。と申しますのは、花トピア一帯の形の整ったところで開催をされるわけでございます。未来博は岐阜の刑務所を取っ払っちゃって、そして周囲の建物を取っ払って広場にして開催をされ、また大阪万博でもそうでしょうし、神戸博でもそうであったように、その跡地の利用を考えた上での開催が多かったわけでございますけれども、今度の花フェスタの場合には、既に花トピア、でき上がった可児公園の中でやろうという企画でございますので、これこそ後の管理は、また県営といえども市民で盛り立てていかなければならんということを考えておりますので、何か花フェスタの会場の中で飲んだり食ったり歌ったりというようなシアターもあってもいいでしょうが、そうした物産店と申しますか、物産品の販売、土産の販売、飲んだり食ったり踊ったりというような会場をつくって、希望者に対してそれぞれの部分を開放するなり、貸与するなりというような形が考えていけないものかということも県に対しても働きかけていただきたいということでございます。

それ前にちょっと疑問に思うわけでございますが、僕はきょうの一般質問で、答弁を求める者として、助役、総務部長と書いて提出しましたが、両方とも助役が答弁したわけですが、これは一体どういうことですか。まあいいです。僕に黙ってこういうふうに変えないでいただきたい。通告がしてありますので。

それで先般も企画課長と話をしたわけでございますが、そのときに、可児市は何にも土産もないし、特産品もないというようなことを言っておりましたけれども、それだけの時点で考えればないかもしれんけれども、つくればあるわけですね。現在、瀬田にはジネンジョもありますし、そういったものもあるもんですから、そうしたものをどんどんつくって、これに乗じていくというのが、いわゆる一種の経済効果、経済波及じゃないかなあというふうに

思うわけでございます。

ちょっとこれは余談になりますけれども、きのうのことでございます。細川護熙さんですね、あの人、総理大臣をやっておられたんです。そのころから、何とか明智光秀の資料を僕に提供してくれんかということをお前々からお願いをしておった。そうしたら、今忙しいでそんなことはとてもやっておれんというようなことを言っておられたわけでございますが、今度、総理をやめて暇になったんで、もういいぞというようなことで、きのう、明智光秀侯の各覚書というのを、僕の友人が熊本の細川邸へお邪魔しまして写してきてくれましたので、ただいまこれを教育委員会と商工観光課長にお渡しをしておきましたので、これによりますと明智光秀は可児市の明智城で生まれまして。おっかさんは美濃加茂の蜂屋から来ておりますというようなものがちゃんと明記してありまして、これは本邦初公開だそうでございますので、自信を持って、また商工観光の目玉なり、また文化財の今後の保存、保護について積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えるわけでございます。

ちょっと今お聞きしました件につきまして、御答弁することがあれば御答弁をいただき、なければこの程度でとどめたいと思っておりますが、何かありましたら……。

副議長（今井成美君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） いろいろ懇切丁寧に御指導をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

まず消防団員の問題でございますけれども、身分保障等につきましては、先ほど御指摘がございましたお言葉の中にありましたが、御存じのとおり順次待遇改善をしてきておりまして、またいろんな面での整備もできてきておりまして、議員の皆様方の御理解を得て、本市自体もそれに沿って充実してきておるわけでございます。団員のお勤めの関係につきましてはいろいろお話がございましたけれども、実は自営の方にもいろいろ悩みがございまして、例えば理髪店経営の方でございますと、お客さんの整髪をする最中に飛び出さなきゃいけないということもございまして、直接いろんなお話を私自身伺ったこともございまして、何にしましても、やはり最終的には心を込めて御理解をいただくようお願いすると、この努力に尽きると思っておりますので、単に文書で型通りのお願ひすりゃいいということではなくして、できる限り直接訪問をして、また御本人が後々もお勤めをしていただきやすいような環境づくりをするという意味でも、一生懸命努力をしなければならぬというふうに思っております。なお、つけ加えますけれども、出勤に際しましては出勤証明書を発行いたしておりますので、そういう場合は特に御了解をいただきたいという旨もお願いをしておるところでございます。

それから花フェスタについては、ポスト花フェスタという御質問でございました。これについては、もう私どももいずれ考えていかななくてはならないだろうというふうに思っておりますが、現在のところは、まだこのフェスタの開催に向けて一生懸命みんなで努力しておるという段階でございますし、また皆さん方にいろいろ御指導をいただく段階でもないものですから持ち合わせはございませんけれども、我々事務ベースではポスト花フェスタとして話はしております。また、いろんな面で御指導をちょうだいしたいと思います。

それから私がお答えしたことにつきましては、実は御質問の内容がやはりかなり高度な政策的な問題という判断に基づきまして、市長の指示に基づいて、補佐する私が一括お答えするというにいたしました。御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（今井成美君） 24番議員 林 則夫君。

24番（林 則夫君） 最後でございますが、ワンクッション置いたような質問でございます。なかなか答弁される方もしづらかったかと思いますが、ジンギスカンを食いに行って、これは肉がこわいということで、おやじに「おい、きょうの肉はかたいぞ」ということを言っておやじが、それは私にはようわからんということで、肉屋へまた「きょうの肉はこわいぞ」というふうに言ったら、今度は肉屋のおやじが、「そんなことはわしにはわからん、羊に聞いてくれ」というようなことになってはいけませんので、それぞれの段階できちんとしたお考えなりを述べられまして、県のことであろうと、国のことであろうと、積極的に働きかけて市民福祉のためにやっていただきたいと、こういう一つの要望をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（今井成美君） 以上で24番議員 林 則夫君の質問を終わります。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） ただいま議長から御質問の機会をいただきましたので、大きく1点に絞りまして質問をさせていただきたいと思います。通告書では簡単に書いてございましたけれども、質問の方もまた簡単にさせていただきたいと思います。

まず人に優しく利用しやすい施設とは、「花フェスタ '95」の施設について御質問させていただきます。

最近、障害者疑似体験器具なるものが人気があり、また関心を集めています。これは体にさまざまな機器を取りつけることで、手足の関節が曲がらず、また目が見えなかったり、耳も遠くなってしまうという代物でございます。これが意外にもいろんなところで引っ張りだこになっております。これは一種のバーチャルリアリティー、いわゆる仮想空間体験の一種でございますけれども、こうした状態を体験することによって、体の不自由な方々が日々どのようなことを心配され、またどのような状態にあり、またどのような気持ちで暮らしてみえるのだろうか、そのようなことを知ることができ、現状の社会の問題点を発見したり、またサービスや品物を開発するのに役立てることができるということも言われております。しかし、体の状態は機器を取りつけることで体験できましても、この社会の中で障害者になった、また弱者になるのがどういうことなのかは疑似体験はできません。だからこそ、人に優しく利用しやすい施設、福祉社会をつくっていかねばならない。彼ら自身がどういう暮らしをしているのか、何が問題なのか、そして何を必要としているのか、実際に聞いて、見て、調べてみる必要があると私は思うのです。

偶然にも、私自身、昔の古傷をこの際思い切って完治させようというようなことで、今、東濃病院に入院いたしております。このような福祉環境の中で、来年、当市の花トピアで

「花フェスタ '95」が開催されます。可児市のまちづくりビジョン、可児市第二次総合計画理念でありますところの「心豊かな活力と潤いのあるまち・可児」、また「人間性の尊重と活力と潤いのある自然との調和」、もう一度申し上げます。人間性の尊重と自然との調和、これを大事にしていきたい。また今後ともずっと残していきたいと思っております一市民である私は、先月の12日、とある新聞の投書欄を見て、自分で気がつかなかった無念さと、行政の、いや、専門家の不手際による、正直なところ残念に思い、反面、情けなく思いました。その新聞記事の内容はもう皆さんごらんいただいたかと思えますけれども、次のとおりでございます。

この記事は岐阜県羽島郡にお住まいの28歳の主婦の方が投書された内容でございますが、「急な階段が多い公園では不便」という題目でございます。内容を御紹介いたします。「主人と6ヵ月の娘と可児市の花トピアへ行ってきました。幼児を連れてではなかなか遊びに行ける場所はないのですが、この花トピアは広い公園でゆっくりできるかなと期待して行きました。少々がっかりしてしまいました。オープンに間に合わなかったのか、まだ工事中だったり、花も散っていたりして手入れが行き届いていないところが目立ちました」。問題はここからです。「また特にがっかりしたのは、スロープがなく階段が多かったことです。急な斜面の石段を、ベビーカーを担ぎ、子供を抱いて登りました。車いすの方や手押し車のお年寄りの方もいましたが、一体どのようにされたのでしょうか。せっかくの公園なのに、スロープがないだけで、幼児連れや車いす利用者は楽しめないなんて残念です。ぜひこういった公園にはスロープをつくってください」。いかがでしょうか。

そこで、私も後日、5月28日に、友人3人と、今まででも何回も行ったことがあります花トピアへ出かけてみました。そこで気づいたことを大きく分けて4点ほどございます。まず第1点目です。新たに新設された4ヵ所のトイレ、正確に言いますと3ヵ所になりますでしょうか。3ヵ所のトイレ、これはすべてスロープがなくって段差でございます。当然のことながら、車いす利用者の方は利用できません。新たに建設されたトイレですよ。次に2点目でございますけれども、地形上、階段の多いのはやむを得ません。しかし、周遊道路は途中で階段となっております。せっかく車いすをこいでいった。ところが途中で階段になっている。引き返せということでしょうかね。階段となっております。通れません。3番目です。緑陰、日陰が少ない。この緑陰が少ないといえますのは、たまたまあその公園の場合ですと、近所の方々が散歩、ジョギングというような感じで歩いてみえます。その方からの意見もございました。そして4番目といたしまして、周辺道路の渋滞が心配であるということでございます。以上、1、2、3、スロープがなくというところですね。それとトイレの関係、また階段。途中、周遊道路が階段で行きどまりとなっているというようなことを感じたわけなんですけれども、そこで質問をさせていただきますけれども、その新聞記事を見て、開催地、ホスト地であります当市関係者はどのように対処されましたでしょうか。また、今後どのように対処されるのでしょうか。いつも言われておりますが、専門家が机上だけ、机の上で、健常者の目や足で事を運ばずに、当市にとってビッグイベント、最大のPRチャン

スでありますこの花トピアで、ほかの自治体、また地域の方々も非常に大きな関心を寄せてみえます。そのような地域でありながら、あと1年後に控えたその施設を、一度自分たち自身がベビーカーを押して体験し、早急に改善するべきところは改善をしなければならないと、このように思いますが、いかがでしょうか。

次に2点目でございます。先ほども同じような質問が出ておりました。このようなプラン策定の段階で、当市の関係者、特に福祉関係者の意見を取り入れられているのでしょうか。また、そのような機会があったのでしょうか。完成してから指摘され、手直しを行い二重投資を行うよりも、事前に十分に検討すべきだと私は思います。また、このようなことは、今後、来年6月にオープンを予定されております特別養護老人ホーム、ここでも当然同じような問題が出てくるかと思えます。

そこで最後になりますけれども、提案といたしましてまず一つでございますけれども、意味のないカラー舗装、今、花トピアの園内はカラー舗装してございますけれども、あえて申し上げますならば、意味のないカラー舗装よりも、例えば車いす、または体の御不自由な方の専用道路と申しましょうか、専用カラーというものがあってもいいんじゃないかなというふうに思うんです。例えばオレンジのラインであつたら間違いなく途中で行きどまることもないよ、そしてあまり段差もないよというようなものを検討いただきたいと思えます。また、あまりこれは推薦できないんですけれども、案内板、この先に行っても車いすでは行けないというような案内板の増設も希望いたします。そして水路の上、大きな水路がございましてけれども、ただ暗渠というんでしょうか、U字溝の裸のままの状態でなくて、できるだけ有効活用、また危険を防止するがためにも、その上にふたをかぶせるという方法だってあるかと思えます。

そして最後に提案でございますが、事前に執行部、また私たち議員一同、まだ完成するまでに1年近くあるその時期に、ホスト市の一市民として、健常者じゃなくて、本当にこのような投書があつたんだという条件のもとで、一度皆さん一緒に歩いてみませんか。

以上で一次質問を終わらせていただきます。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 村上議員の御質問にお答えいたします。

可児公園では、現在、「花フェスタ '95」に向けて会場整備が着々と進んでいるふうですが、「花フェスタ '95」のメイン施設の花のタワー、花の館の建設に当たっては、平成元年に供用開始された区域の中で工事が進められており、入園者の中には大変不便を感じておられる方もあるものと思えます。特に公園の西入り口から入場されて花トピアに向かわれる方は急な斜面の石段を登ることとなり、議員御指摘の新聞の投書はそうした方のうちのお一人ではないかと思うわけでございます。可児公園の整備に当たっては、都市公園としてのさまざまな基準に基づいており、また県の民生部が作成した身体障害者に配慮した設計の指針、「岐阜バリアフリーデザイン」に基づいて計画されているところですが、現在でも既に花トピアには車いすが置いてあり、スロープ、障害者用トイレが設置され、障害者にとって利用しやす

い公園として福祉団体の利用が大変多いと聞いております。

「花フェスタ '95」の会場としての整備ですが、これについても先ほどの岐阜バリアフリーデザインに基づいて計画するとともに、県の障害福祉課の担当者や盲人協会、身体障害者協会の方々にも立ち会っていただき、意見をお聞きした上で動線計画を立てるなど、福祉対策に十分配慮したイベントを目指しているところでございます。いずれにしても、施設の建設に当たっては基準に基づいた整備がなされることと思いますが、障害者の立場に立ったきめの細かい配慮をしていただくように、県に対しても今後とも要望していきたいというふうに考えております。

なお、まだ工事中でございますので、途中で交通が遮断されているところもございまして、そうしたところがあったと思えますけれども、完成の暁には全部スロープで行けるようになるというふうに私どもは考えておりますし、今後もそうした面で努力をしまいにし、議員御指摘のようなものについては、当然、私どもも要望をしまいにし、また現在では、まだ見ても工事中で交通不能なところもございまして、十分そうしたことも県に対して提案をしまいにし、というふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔 7 番議員 挙手 〕

副議長（今井成美君） 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） 今、回答をいただいたわけでございますけれども、正直言って残念ですね。確かに工事中で行けない。また目につかない。でも、私は行ってきました。さくはありました。でも、やはりホスト国、そして新聞に投書という形で出ているんです、可児市の花トピアと。で、どうするんだと。本来ならば、そのような投書が新聞に載ったとしますと一大事です。会社、企業では本当に一大事でございます。一部課どころか、総勢出かけていって今後のことを検討しますね。そうじゃないでしょうか。それも、これからつくろうというところなんですね。

ちょっと話を飛ばします。その階段一つをとってみました。その階段一つとって、また感じるがあります。障害者は遠回りせよ。また同じようなことで、今度は高速道路、これはいかがでしょうか。ほとんど一番近いところに身障者用のトイレがありますね。私どもの市役所正面、車寄せのところ、あそこをごらんください。真っ正面は階段です。ところが、スロープといいますが横の方に行かなければならない。なぜ正面玄関にスロープを設けられないんだろうか。確かに段差の関係があります。見た目、デザインがあるかもわかりません。正面は階段で、スロープはなぜ横っちょになるんでしょうか。

そして、障害者で一番心配なのはトイレだと思うんですね。ある方にお聞きしました。トイレの数が少ないために、外出の際には水分を控えたり、また数日前から絶食をしている。それでも出かけたいたんだと。わかりますでしょうか。私もまだただか2週間ぐらいの入院です。けれども、やはり障害を持っている。外へ出れない。疎外感といいますが、窓だけ見えています。外へ出たいんですよ、みんな。外へ出たいんですよ。けれども、施設自身がそのような状態であるから出れない。だからこそ、例えばこの花トピア、花公園、「花フェスタ」

95」はすべてを網羅できていると私は期待するんです。花いっぱいある、だったらそういうところへ行こうよ、行きたい。そういう方は本当に社会参加、外へ出そう。外への社会参加というようなことで。住みよい福祉のまちづくりの中でも強くテーマとして取り上げてありますよね。

それに加えて、今ここに住みよい福祉のまちづくり基本計画が載っています。ずうっと暇に任せて読ませていただいております。基本理念、安全で快適な住みよい生きる喜びに輝くまちづくりです。そのために、障害者、高齢者、児童を初め、すべての市民が安全で快適な日常生活を営むための、いつも言われておりますバリアフリーの精神です。それにシビルミニマムといいますか、そして21世紀を目指す、未来を担う子供たちに対して、彼らに優しいまなざしを向けながら、そして日々に生きがいを感じる。そのような高齢者、そして白いつえや車いすが日常生活の中に自然に溶け込んだ風景、これこそが人に優しいまちであると思われる基本理念なんですよね。

そして可児市の場合ですと、この住みよい福祉のまちづくりということで平成4年度からずうっと計画されておりました、特にアクションプログラムの4ですか、まち全体の福祉環境づくりを進めるためには、まず公共施設の福祉環境の改善、整備を強力に推進していくという声がございます。その中で、アクションステップの中で、ポップですか、ここで技術系職員を対象とした福祉環境整備指針、運用講習会を開催しますというんじゃなくて、これはもう開催されました。そのように福祉関係者の声、このような形で大きく出ているんです。せっかく福祉関係者というものが、このようなものをアクションプログラムを含めて作成しているんです。だけど、現実はその実現されていない。そして、まだ工事中であるからまだ見に行っていない。寂しいじゃないですか。そしてまた、これはあくまでも県の事業であり、こちらの方ではただお願いするというだけの状況かもわかりません。でも、この基本姿勢の中の第3号です。可児市は国及び県などの行政機関と相互に協調し、かつ連携を図り、また行政、市民、民間の3者によるまちづくりの推進体制と、チェックシステムを確立していきます。このような条項があるわけなんです。どうですか。

まず、ここで2次質問を打ち切らせていただきますけれども、本当の意味で、これから先、ただ40日間じゃないんです。先ほど経済効果、波及効果、いろいろ出ておりますけれども、これを機会に可児市の施設、県公園といえども可児市の中にあるその施設、この際思い切って、ましてやトイレは恒久的なものです。それだけでも大至急改善が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 先ほどお答えしましたように、この施設については、十分県としても身体障害者協会、盲人協会等も立ち会っていただいております。もちろん、これは私ども福祉の充実ということはその計画に載っておりでございますので、今までもそうした施設について、例えば市役所のエレベーターの改善とか、あるいは総合会館の点字ブロックというようなものは、それぞれ職員が車いすに乗って、現実に体験

してそうしたことを改善してきたわけでございます。これからも当然そういうことは、可児市の職員の中にもバリアフリーという団体がございますので、そうした団体の職員も積極的にそうした面については協力をしてきておりますので、私どもは、もちろん可児公園は県の施設でございますけれども、提言をして、改善すべきものは改善していくように努力をしてまいりたいというふうに考えておりますし、当然、県としても、先ほど申しましたように、民生部としても十分これを協議して、今、施設をつくっておるところでございます。ただ、あそこの公園は非常に起伏が激しいところでございますので、どうしても階段が多くなりまして、車いすの方はスロープになると、どうしても遠回りしなければならないという点は若干やむを得ないというふうに考えておりますけれども、できるだけ障害者が利用しやすいような方法で私どもこれからも提言をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔 7 番議員 挙手 〕

副議長（今井成美君） 7 番議員 村上孝志君。

7 番（村上孝志君） 先ほどあえてなぜ疑似体験器具というものを例にとらせていただいたかということなんですね。現実、健常者がそのような器具をつけたとしても、その障害者の心、気持ちというものは我々ではちょっと想像もつかないので、そのようなこともあって、私自身、今、体が不自由しているわけなんですけれども、今、こうしていても本当に不自由なんです。泣きたくなるんです。みんな出たいんです。今、障害者、障害者というようなことを言っていますけれども、だれだって、いつの瞬間にそのような、悪い言葉で言いますと障害を持つようになるかわかりません。そして当然言われておりますように、将来の高齢化社会を見据えるならば、だれだってそうなるんです。ですから、今のうちに本当の意味で行政すべてが一丸となって、そのようなものを今のうちからやっていくべきじゃないんだらうか。

それで、質問がちょっとぼけてしまいましたけれども、先ほど本当に思いつきみたいなことで、提案ということで3点ほどさせていただきましたけれども、デザインだけの意味のないカラー舗装、ちょっと失礼な言い方もわかりませんが、そのようなことですね。例えばこのカラーに沿って行けば、確実に何も障害なしでスムーズに行けるよというような一つのアイデアとか、案内板の場合はどうでもいいんですけれども、例えば非常時にそれこそ体の不自由な方が公園に来た。私の足でも約3時間ぐらい、全部寄らなくてもかかりました。木陰が欲しいです。体調を壊します。そのようなとき、当然のことながら、車いすなどは当然常備してみえるかと思えますけれども、車いすの関係、またちょっとした木陰ですね。早急には無理だと思います。ベンチの数もふやしてください。

一番言いたいことを最後に言います。要は、障害を持っている人であろうが、だれであろうが、園内を人の手を借りないで自分ができるだけ行きたいというようなところへ移動できるように、そのような観点からもう一度、まだ完成はしてありませんけれども、施設全体の見直しをお願いしたいと思えます。以上、御無礼します。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） この問題につきましては、私ども職員の中で、福祉課の職員でバリアフリーということで障害者の方々と既にいろんな検討をいたしておりますので、そうした職員によって、また障害者と密接に連絡をとりながら、できるだけみんなが、障害者も行けるような施設にするように最善の努力をしてみたい。もちろん市がやるわけではございませんけれども、県にそうした要望をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（今井成美君） 以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午後は1時再開予定ですので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時48分

---

再開 午後1時00分

副議長（今井成美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして3点の質問をしたいと思います。

まず第1点でございますが、各種の委員会、あるいは審議会等の委員の選任についてであります。

可児市には各種の委員会、審議会など付属機関が、条例、規則で定められたものだけでも四十数幾つ設置されています。そのうちの3分の1程度は庁舎内、つまり職員で構成されておりますけれども、残りの審議会、あるいは委員会等は、市民を含め、各関係団体、公共機関等で構成がなされております。中には、その審議会、委員会の性質上、専門家を中心とした組織を要求されるものもありませんけれども、一方では、各種団体の役職者、あるいは職員、議員などで構成されるものも多く見受けられます。例えば可児市花フェスタ'95推進協議会、こういったものについては、できるだけ市民の皆さんの多くの協力を得たいということから、各関係団体が網羅されて協議会が設置をされておりますけれども、その他の中で、可児市総合計画審議会、あるいは土地利用対策委員会、可児市行政改革懇談会、可児市特別職報酬等審議会、可児市老人保健福祉計画作成委員会、可児市環境保全審議会、可児市都市計画審議会、可児市水道料金審議会、こういった審議会、委員会、懇談会につきましては、むしろ市民の声を率直に反映させた会であるべきではないかというふうに考えます。そうした立場から、委員の一部を公募方式を採用してはどうかというふうに思うわけです。

ちなみに、可児市総合計画審議会委員につきましては委員25人以内で組織すると。委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命するということになっております。市議会の議員、産業経済団体等の役職員、公共的団体等の役職員、学識経験者、市の職員、これで25名で構

成されておりますし、土地利用対策委員会につきましては、委員会は委員15人以内で組織すると。委員は、市議会議員、学識経験者、市職員、その他市長が必要と認めた者のうちから市長が任命するということになっております。それから、行政改革懇談会設置要綱というのがありまして、これは行政改革懇談会ですけれども、懇談会の委員は15人以内とする。委員は、市政についてすぐれた識見を有する者のうちから市長が任命するということになっておりますし、可児市専門委員設置規則、これでは専門の学識経験を有する者のうちから市長が任命する。それから可児市老人福祉計画作成委員会というのは、委員25人以内をもって組織し、市議会の議員、保健・医療及び福祉関係団体の役職者、市民団体の役職者、経済団体の役職者、知識経験者、市の職員というふうになっております。

このほか本当にたくさんありまして、一々その構成を申し上げておりますと時間が来てしまいますので省略をいたしますけれども、いろいろ審議会、委員会等で、一応形としては市民の皆さんの声を反映させるということで設置をされておるわけですけれども、現実的にはいわゆる議員の当て職であったり、あるいは各種団体の役職者の当て職であったりという形で、実際にはこの審議会、委員会が、本来の市民の生の声を聞くということから少し形骸化をしておるのではないかと。確かに委嘱する側としては簡単をお願いをしやすいということもありますけれども、実際の審議内容、私もこのうちの幾つかに参加をいたしましたけれども、実際の審議内容からいきますと、まず聞くだけと。失礼な言い方をしますけれども、まず聞くと。それで大体執行部側の、あるいは事務局側の方針を述べられて、若干の意見を聞いておしまいと。これが大方の審議会、委員会の形になっておるのではないかというふうに思います。

したがって、すべてとは申しませんが、審議会、あるいは委員会の委員のうち一部を、やはりそのことに問題別に非常に関心をお持ちの市民の方もたくさんお見えになりますし、また関心だけではなく、すぐれた意見をお持ちの市民の方もたくさんおられると思うわけです。したがって、そうした方々に門戸を開く公募方式を採用してはどうかという提案をしたいというふうに思います。

それから次に、2番目の質問に入ります。

次は請負工事の問題であります。これまでに私もこの場所から、請負工事の問題については入札の方式の問題等でいろいろ質問をさせていただきました。特にできるだけゼネコン業者が独占しないように、地元の業者が参加しやすいように、入札の方式等々も提案をしたり、改善の要望をしたりということで申し上げてまいりましたが、もう一ランク下がりました。いろいろもっと中小・零細の業者が参加しやすいようにという立場から発言をするものですが、特に請負工事の中で箱物の建設工事につきましては、建設の躯体と箱物の躯体と、電気、あるいは給排水設備、こういったものについては、これまでも分離発注という方式がとられてきております。ところが、植栽工事、公園とか、あるいは同じ建物工事の中にも、外構をやる場合の植栽、外構の工事については一括して発注というケースが非常に多いわけですけれども、やはりそうした工事につきましても、市内の、市内に限定するわけではあり

ませんけれども、できるだけ市内の業者が参加しやすいように分離発注という方法を採用すべきではないかということ提言と、またそれについての考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

3点目に入りますが、これは家庭教育学級の講師の問題でありますけれども、各学校で家庭教育学級というのが、これは社会教育の分野で開催されておられるようでございます。その場合に学校単位でやるのが非常に多いということで、その講師に教師が当たられる場合があるわけですが、その方が多いわけですが、その教員が講師になった場合にも講師料が支払われておるわけです。通常考えてみますと、教員の側から見れば自分の職場でありますし、なおかつ勤務時間内です。そこで分野が違うとはいえ、社会教育という一面を担った分野であるとはいえ、同じ職場の中で、またその父兄を対象に講演をしたり、いろいろ示唆をしたりするわけですが、そうした場合に講師料が支払われるということについて若干疑問を寄せられる御父兄の皆さんがお見えになるわけです。私もその話を伺いましたときに、実際にお金が支払われておるということを僕は実は残念ながら知りませんでした。それで確かめてみましたら、これは社会教育の分野から講師料として支払われておるということで、かつては直接現金を手渡しをしておったようですが、最近はどうも口座振込をしておると。それは社会教育課の方から、担当箇所から直接振り込まれるわけではなくって、その家庭教育学級を主催しましたそれぞれの学校の担当者から支払われると。窓口を經由しまして支払われるという方法をとっています。したがって、先生にお金を払うのはおかしいなという意見が率直に出ておりますので、この辺の見解につきましてお尋ねをしたいと思います。

以上3点ですが、よろしく申し上げます。(拍手)

副議長(今井成美君) 市長 鈴木告也君。

市長(鈴木告也君) 大江議員の質問にお答えいたします。

最初の審議会委員の選任方法についてでございますが、市が政策を立案し、それを実行するに当たりまして第1に考えなければならないことは、市民のニーズがどこにあるかということでございます。この市民のニーズについて言えば、今までは隣並みのまちであればいいという、いわば消極的なニーズであったと思われまます。この場合、市は器づくりを中心とした事業を実施する役所、すなわち事業官庁であればよかったわけです。しかし最近では、豊かさが実感できる生活大国を目指す意識が強まり、隣のまちとは違う個性のあるまちに住みたいというニーズに変わってきています。この場合、市はソフト面を中心とした政策を立案する役所、すなわち政策官庁であることが強く求められます。

職員はそれぞれの分野で積極的に政策づくりに取り組んでいますが、その中で市民感覚のずれをなくすためや発想のパターンを変えるためにも、市民が参加した審議会の果たす役割は非常に大きなものがあると考えています。市では昨年8月に、「花フェスタ '95」において市が行うイベントなどの企画を検討していただく花フェスタ '95研究委員会の委員を公募しました。これに対し、25歳から61歳までの23人から応募があり、最終的に7人の皆さんに委

員をお願いしました。皆さんはそれぞれ目的を持って参加され、委員会においても活発な意見を出され、非常に有意義な試みでありました。今後は、テーマによっては委員会を公募する方法や、各種団体の中で自由に委員を選んでいただく方法などを採用することが必要だと考えております。

御指摘のとおり、現在の審議会の委員には、議員各位や各種団体の役員を当て職で多くお願いをいたしております。しかし、これらの方々は日ごろ地域で十二分に活動されており、これらの方々の声が市民の声の代表でもあるとの考えに基づいて委員に委嘱しておるわけでございます。先ほど述べましたように、委員の公募についてはケース・バイ・ケースで対処することになりますので、皆様には今後とも委員をお願いすることになりますが、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

副議長（今井成美君） 助役 瀧澤義昭君。

助役（瀧澤義昭君） 大江議員の2番目の質問にお答えをしたいと思います。

議員御質問の植栽造園や外構工事などの可能なものは分離発注を増す方策をという御提言でございますけれども、議員も御存じのとおり、かねて業界の皆さんからも行政当局に対して毎年のように繰り返し繰り返し分離発注という御要請がございますし、また地元業者育成、特に昨今こういう不況の時代でございますので、地元の方々に少しでも仕事をという考えで、過去に比べれば分離発注はかなり多くなってきております。ただ、中には業者間の工期とか、あるいは工程の調整の問題、それから時には、率直に申し上げまして経済効果とか作業効率、そしてまた補助事業等で会計検査等のあるもの、いろいろ多種多様、その内容によってはなかなか一概に単純に分離ということでもいけない部分がございますので、これについては私どもも十分考えながら対応していかなくやならんと思っております。いずれにしても、基本的には努めて分離発注、そして地元優先ということでやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 私からは、大江議員3番目の家庭教育学級における講師に教師が当たった場合の講師料についてお答えをいたします。

家庭教育学級は、教育委員会が家庭教育に関する学習を保護者である親さん等に、一定期間にわたりまして、計画的、継続的、かつ集団的に行う事業であります。したがって、教師の職務とも比較的関連があるわけございまして、その円滑な推進のために教師が講師に当たる場合があります。その際は、勤務地の内外を問わず、教育委員会の了解のもとに授業時間に差しさわりのない教員が当たるように配慮しております。また講師料は、スライドでありますとか、写真、その他資料の作成など、事前の準備に費やす労力を含めたお礼の意味で報償費から支払っており、これを受け取ることは、給与とは認められないために問題はないものと考えておるところでございます。

〔16番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 16番議員 大江金男君。

16番(大江金男君) 再質問です。

市長から、「花フェスタ '95」につきましては公募をいただいたと。確かに去年でしたか、公募していただいて、何人かの方が参加して、いろいろな意見もいろいろな立場から参加して、積極的にそれなりの効果が上がっておるといふふうに伺いましたが、その他の審議会、委員会の中でも、そのようにした方が望ましいという委員会、審議会というのはたくさんあると思うんですね。それで、先ほど冒頭にも説明しましたが、中には特殊な関係でどうしても専門家でなきゃいけないというような委員会もありますけれども、今後、ケース・バイ・ケースでそうしたことで取り組んでいくということで、当面、どのような審議会、委員会を考慮されるのか。公募方式を採用していくものが適切なのかどうか、ちょっとお考えがあったらお聞かせいただきたいということと、それから条例、規則をずうっとつぶさに調べましたところ、先ほどもちょっと述べましたが、いろんな表現で委員会構成が出ておりますけれども、その中でちょっと気になりましたのが、「学識経験者」という言葉がたびたび出てくるわけですね。学識経験者というのは、狭義、あるいは広義、広い意味でも狭い意味でもいろんな意味で使われるんですけども、具体的にはどのような方を市では考慮されるのか、ちょっとこの定義があったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから地元業者育成の問題ですけれども、分離発注だとか、あるいは地元優先という言葉が出ておりますが、ことしも造園関係の業者から陳情書が出ておりましたし、また実際に造園業者ともお話をしまして、一体どうなんだろうということでも伺いました。そうしますと、例えば今回は造園に絞ってお話をさせていただきますが、例えば公園の工事を、あるいは建物の一部にあります植栽でもそうなんですけれども、よその業者が下請で入って建設業者が元請で入ると。下請で、造園業者が、それぞれの建設業者の配下におるものを連れてきてやると。それはそれでいいんですけども、何年かたちますと、当然、植栽ですと剪定もしなきゃいけませんし、それぞれ管理をしていかなきゃいかんと。そうしますと、床がどうなっておるのかどうかというのは全然わからないんで、逆に手がつけられないと。つけたくないし、つけられないというふうにおっしゃっておられるわけですね。そういうことで、長い管理が必要になってきますし、これは建物ですと一遍建てれば、管理といっても特別ふぐあいがなければそんなに問題はないわけですけれども、造園とか、あるいは植栽等ですと、もうその年の季節の変わり目から手を入れていかなきゃいかんというふうな事態も出てきますし、生き物ですから当然いろんなふぐあいがしょっちゅう出てくると。そういった管理等も考えると、やはり地元の業者に発注できるような体制をとってほしいというふうな要望もやっぱり出ておりました。いろいろお話を聞きまして、なるほどそのとおりだなあというふうに思っております。これは単に地元業者育成という観点もそうですし、それから一方では、やはりせつかく市民のお金をそこへ注ぎ込んで作り上げていくわけですから、後々まで管理のしやすい体制をつくっていくのは、これは市としても必要なことではないかというふうに思うわけです。これは造園、植栽に限って言えばそういうことですし、それ以外にも外構なら外構だけで、例えばフェンスならフェンスだけ市内の中小企業に発注することだってできんこ

とはないわけですね。そういう形で、できるだけ地元の小さな業者に至るまで参加できるような体制づくりをお考えいただきたいと、こういうことなんです。ちょっとまたお答えいただけたらというふうに思います。

それから家庭教育学級の問題ですが、確かに準備に、先生方は時間を費やしますが、それなりの講師としての謝礼をしてお支払いしておるということですが、お金の出どころは、教師の場合は給与は県から出ておるんですかね。で、社会教育の方は市から出ておるわけですが、お金の出どころが違うわけですが、ただ市民の側、あるいは父兄の側から見ますと、一般的に、同じ職場でやりまして、それでこの先生に、取りまとめをした家庭教育学級の責任者の方からお金を先生の口座に振り込んでもらうというのは、あまり感情的にはよろしくないんじゃないかというふうに思うんです。だから、もし謝礼として支払うのであれば、それはそれで結構なんですけど、少し方式を改めていただいたらどうかというふうに思うんですね。直接、父兄から先生方にお支払いをするというのはやっぱりなじめないんじゃないか。お金の出どころが違うというのは我々はわかりますけれども、御父兄にしてみれば、何か授業時間中に、一般の企業で言えば、勤務時間中にほかの仕事をしたからといって、お金をいただくのは納得できんということになるわけですね。アルバイトに当たるんじゃないかというきつい意見も実際はあるんです。ちなみに、一番最初の質問の中で、いろんな審議会委員が職員も参加して当然やっておりますが、市の職員は審議会委員報酬、あるいは委員会委員報酬として出ておりますかどうかお聞きしたいと思います。多分出ておらないと思いますけれども。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 審議会の委員、一般公募はどの委員会ということでございますけれども、今、具体的にはどの委員会ということは今申し上げるところまでは行っておりません。それは、今既に委員会として委員を任命しておる関係もございますので、例えば総合計画なんかは今一応休止しておるわけですが、新たにつくる場合には委員を任命し直しますので、そうしたときにやりたいというふうに考えておるわけでございます。現在の委員の人を首切って、公募の委員にかえるというわけにはちょっとまいりませんので、新しいそうした計画をつくる場合の委員の任命のときに考えていきたい。これは先ほども申しましたように、花フェスタの関係で公募の委員から非常に活発な意見が出たということもございまして、私どもはそうした公募の委員というものも大変いいのではなからうかという感じを持っておりますので、そういうことを考えております。

それから学識経験という、これはそうしたそれぞれの審議会ですから、そうした問題についての知識とか経験を有するというようなことで、一般的には、今、大学の先生あたりが主に委員になっていただいておりますケースが非常に多いとは言えると思います。大学の先生は中立性もありますので、そうした点でそうした先生にお願いしておるケースが非常に多いと言えらると思います。

それから審議会の委員、職員がなっております場合は報酬は支払っておりません。これは払う

ことはできませんので、これは条例でちゃんと決まっておりますので払っておりません。

以上でございます。

副議長（今井成美君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 御質問の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、いろんな条件といたしますか、私どもなりの判断の仕方というのはそれなりに持っておるわけです。失礼な話が、零細な方でございますと、とてもいろいろ私どもお願いした書類整備等、対応をお願いした場合、そんなことをしなくてはならぬのではということにも実際事例としてありますし、現実にもまた会計検査等、対応の場合にも非常に困るということも可能性としてありますので、やはり全く無条件にすべてをということにはまいりませんが、先ほど来申し上げておりますように、基本的には、努めて私どもの一方的な事務作業の利便性、効果だけを考えないで十分配慮してやってまいります。よろしく願いいたします。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 十分理解した上での御質問であろうかと思っておりますが、講師料の支払いについては、これまでも行政実例等がありまして、それにのっとって支払わせてもらっておるわけでございます。しかしながら、今おっしゃるような市民感情のことも含めながら、今後は精査をいたしまして、その支払い方法については考えて、いたずらに誤解を招かんように努めてまいりたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

〔16番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 最後ですから締めくくりをしたいと思っておりますが、今、当然、審議会、委員会、任期途中がほとんどでございますので、今すぐ切りかえるということではございませんが、当然、1年の場合であったり、3年の場合であったり、2年の場合であったり、改選期が出てまいります。その前に十分検討をしていただいて、これはすべてがということではございませんけれども、できるだけ公募の委員を募った方が望ましいという委員会、審議会もたくさんありますので、その辺は十分御検討をいただきたいというふうに思います。

それから地元業者の育成の問題ですけれども、確かに零細業者の中には書類等、苦手なところはたくさんありますけれども、十分そういった力を持ちながらなかなか機会に恵まれないという業者も実はもっとたくさんあるわけです。したがって、一面ではそういった業者は育成をしていくという立場からいっても、実際に市内業者が市内で税金も納めるわけですから、いろいろ経済効果からいっても非常に重視をしていかなきゃいかんというふうに思います。したがって、書類整備不十分という業者については指導をし、先ほど瀨瀬助役の口から出ましたが、利便性だけではなく、やはり業者を育成していくと、あるいは後々の管理も責任が負わせられやすいように、できるだけ地元業者を育成していただきたいというふうに思います。

家庭教育学級の問題につきましては、支払いの方法ということで、実際に支払われることが適切かどうかという論議はここでは避けたいと思っておりますけれども、ただ方法についてはや

はり誤解を招かないように、本当に十分お考えをいただきたいというふうに思います。以上です。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 審議会の委員につきましては、先ほどお答えしましたように、ケース・バイ・ケースで、これは全部というわけにはまいらないと思いますけれども、できるだけそうした方法をとるように研究を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（今井成美君） 助役 纈纈義昭君。

助役（纈纈義昭君） 御指摘のように、十分配慮に努力してまいります。よろしく申し上げます。

副議長（今井成美君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。通告に基づきまして質問をさせていただきます。

可児市住みよい福祉のまちづくり基本計画における児童の問題についてが第1点目でございます。

この基本計画の「はじめに」の中で、これからのまちづくりの基準に、障害者、高齢者や児童を初めとする社会的弱者に住みよいまちであるかどうかの視点を置いていくことを明確にしたものと述べています。この基準で福祉のまちづくりが展開されることに期待をするものです。そして第2章で、計画策定の前提の第1節、計画策定の背景と意義の中にもこのことが強調されています。第2章第3節では、地域のすべての児童の福祉施策へと総合的な施策を推進させながら、すべての児童の健全育成を目標とし、児童の生活の基盤である家庭や、それを取り巻く地域社会をも視野に入れて対応していく必要があると考えますと述べられていることを歓迎するものです。

各論の中では、施策の体系において、通所型施設整備で地区を指定して児童センターの増設が上げられ、また子育て支援サービスの充実等の施策が示されました。児童に関する問題につきまして、これまで私は小学校校下ごとの建設、また学童保育の実施について等の質問をしてまいりました。そこで児童センターについてですが、現在3施設を持っているわけですが、児童の生活範囲は校下内で展開をされるわけですから、小学校校下ごとに1施設は必要です。このことはアクションプログラムにも、現状分析として、「利用者が児童であるため、利用対象児童がセンターの設置箇所周辺に限定され」と述べています。そして、「基本的考えとして増設の必要がある」とあるわけです。こうしたことから、可児市住みよい福祉のまちづくり基本計画の中で、小学校校下ごとに1施設は児童センターが必要であるとはっきりした方針を持ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また学童保育ですが、留守家庭児童についてですが、共働きの家庭の子供たちが利用できるのは、これまで児童センター3施設で、夏休みだけの限られた期間でした。ある保育園関係者から、私たちは長時間保育（延長保育）を頑張ってやっているんですが、この子たちが

保育園を卒園して小学校に入ってから受け皿はあるのでしょうか、子供たちは放課後どうしているのでしょうかと尋ねられました。

長時間保育をされてきた平成5年度の申請数、これは福祉課で先日担当の方に表をつくっていただいたものですが、五つの公・私立の保育園の年齢ごとの、一々読み上げますと長くなりますので合計の数だけここで申し上げるわけですが、五つの園のゼロ歳児が13人、1歳児が24人、2歳児が20人、3歳児27人、4歳児39人、5歳児31人、合計で154名で、これは平成5年度中の申請数ですので、可見市内の中だけで少なくとも5歳児は31人の子供が卒園をして、小学校に今1年生で席を置いているというふうに考えられます。このような状況です。児童福祉法では、留守家庭児童については、市町村長が適切な保護を加えなければならない。これは児童福祉法の24条にあるわけですが、保育所への入所で、市町村は政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、保護者の労働、または疾病等の事由により、その看護すべき乳児、幼児、または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならないというふうにあります。で、39条の2項というのには、初めに1項ですが、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児、または幼児を保育することを目的とする施設とするというふうに保育所が規定されています。そこで39条の2項ですが、保育所は前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる、こういうふううたってあるわけです。

そこで、留守家庭の児童、または放課後の子供たちを保育するということが日常的には現在には実施されていないという状況ですから、校下の保育施設の不備と貧弱さというのは、未来を担う子供たちの健全な発達にかかわる重大な問題です。また、働く母親たちも、学校から帰った子供たちのことが気にかかって安心して働くことができない。そのため、子供が学校へ上がるとやむなく若い母親が職場をやめなければならなくなる、このようなことになるわけです。学童保育は、学童の校外生活を守るために、留守家庭児童だけではなく、希望する児童についても必要なことであると思われます。この学童保育のことが基本計画の中で位置づけられていないのはどうしてでしょうか。アクションプログラムの中の市民交流ゾーンの整備で公園を上げています。安心して子供を産み、育てられる地域社会の拠点というふうに公園をしておりますが、学童保育も欠くことのできない拠点の一つであります。これはおくらかすことのできない問題だというふうに思うわけですが、この点についてお尋ねをします。

次に、子供の権利に関する条約についてです。

子供を権利行使の主体と認め、最善の利益をとうたった子供の権利条約が、5月22日、日本で発効いたしました。1989年に国連で採択されて、翌年に発効した史上最初の、総合的な、法的な拘束力を持つ子供の国際条約です。この3月末までに世界の150数カ国がこの条約を批准して、日本でこの条約の批准を求める地方議会の意見書というのは554にも上ったわけでございます。子供の最善の利益を保障することを目指して、全世界の子供の福祉、医療、

教育、文化、少年司法、労働、平和などへの権利を全54条で規定しております。この条約で子供を18歳未満の人間と定義し、12条では子供の意見表明権、意見を表明する権利を保障しているように、子供を大人と同様に、人間としての権利を持つ存在であると同時に、発達に向けての固有の権利を持った存在としてとらえています。子供の権利条約までの歩みは、1789年の人権宣言、1924年のジュネーブ宣言、1948年 世界人権宣言、1951年 児童憲章、1959年 児童の権利宣言、1966年 国際人権規約、1979年 国際児童年、そして89年11月20日、子供の権利条約が国連で批准をされたわけです。児童の権利宣言を実行すべき条約へと発展させた、子供の人権に関する人類史上最初の国際的な条約となりました。

子供の権利条約は第1条から41条までを子供の権利をうたい、42条から54条までは、この条約を各国に実行させて、それを生かすために決められたことが書いてあります。そして第42条では条約の内容と精神を、自分の国の大人はもとより、子供たちにも広く知らせることが義務づけられています。44条では、条約を批准した国では自国内の法律を整備したり、この条約の中身の実行が求められます。また、取り組みの内容を2年ごとに子供の権利委員会に報告しなければなりません。報告する内容を国民が広く利用できるようにしなければなりません。45条では、子供の権利委員会がそれぞれの国で子供の権利が守られているかどうかをチェックするということを言っています。子供の権利に関する条約の全文の印刷を、学校を通して保護者、児童・生徒に配布をし、知らせることを実施してほしいと思います。この点についてお尋ねをいたします。

以上で私の質問を終わります。

副議長（今井成美君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 松本議員の児童センターの問題についてお答えをいたします。

住みよい福祉のまちづくりの基本計画の児童福祉分野につきましては、地域の子育て支援の環境づくりという観点から、児童センターを初めとする施設整備の推進と、主任児童委員を初めとする人的な福祉資源の有効活用を掲げております。そして児童センターにつきましては、地域の健全な子育て支援の中核として位置づけ、今後も増設の必要性は認識をいたしておるところでございます。小学校校区に1施設をとの委員の御提言につきましては、平成4年12月議会において議員から同様な質問があり、私から答弁を申し上げた経緯がありますが、よりきめ細やかな健全な子育て支援サービスの充実という点では大変重要であるというふうに感じておるわけでございます。しかし、この基本計画の究極的な基本理念はノーマライゼーションでございます。この理念のもと、これからの福祉政策の施設の整備の基本的な考え方として、従来の単独設置型に固執するのではなくて、例えば児童福祉施設と高齢者福祉施設との合築による、異なる世代間の交流を図っていくというような手法も今後検討していきたいと考えておるところでございます。

また、この計画の基本構想で述べておりますとおり、今後の財政状況の展望を勘案しながらまとめた計画でございまして、決して総花的な福祉計画とならんように、財政的に逼迫しております現状を踏まえた上で、今後整備すべき高齢者福祉施設や、現在立ちおくれており

まず障害者福祉施設との整備バランスも勘案しております。こうした基本理念に基づく、今後の整備すべき福祉施設の配置のあり方や財政的な面から、児童センターの増設をこの計画に打ち出しましたことを何とぞ御理解いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

副議長（今井成美君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 学童保育につきましてお答えを申し上げます。

議員の御指摘のとおり、この基本計画では学童保育という言葉では出てまいりませんが、共稼ぎ家庭がふまえて、学童保育の需要が高まっている現状の問題につきましては、特殊のものとしてとらえていくというのではなく、この基本計画にうたいました過程や、それを取り巻く地域社会をも視野に入れて対応していくという、地域のすべての児童の福祉施策の中で検討されるべきものと認識をいたしております。

厚生省では平成3年に、昼間、保護者のいない小学校低学年児童に対して、児童館、学校の空き室等の施設を活用して、育成あるいは指導を行い、遊びを中心とする健全育成活動の推進を図るために放課後児童対策事業を発足させております。しかし可児市では、この事業が示す学童保育の受け皿となります児童センターは、夏休みだけの限られた期間内の大変不十分なものでございますが、こうした応急的な対応はともかく、現時点での施設の数や規模等から考えまして、これを日常的に留守家庭児童の包括的な対応を行っていくことは難しいと考えられます。施設の対応のみならず、人的な手当て等の研究も掘り下げていく必要もございまして、昨年度にまとめましたこの基本計画の具体的なアクションプログラムの一つとして、その時点で掲げるためのさまざまな条件整備が不十分であると判断したものでございます。議員のおっしゃるように、放課後児童対策事業につきましては、児童の健全育成の向上を図る上で必要であるということはよくわかりますので、働く親のニーズにこたえていくことができないだろうか、関連部局とも協議し、検討したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 私からは、松本議員の児童の権利に関する条約にかかわってお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、児童の権利に関する条約が国会において批准されまして、去る4月22日に国連事務総長に寄託されました。したがって、条約の第49条の2によりまして、30日後の5月22日に効力を発したわけでございます。そういう関連において、私どもはこれを契機にして、児童・生徒の人権に配慮した教育の一層の充実に努めていくことが肝要かと考えておるところであります。

なお、条約の42条により、成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束するとありまして、何らかの方法で知らせることが必要であると考えております。御提言の条約全文の印刷を、学校を通して児童・生徒、保護者に配布したらどうかということでございますが、お手元にもあろうかと思っておりますが、この全文をそのままストレートに児童・生徒に配布した

といたしましても、その理解は大変困難ではないかというふうに思います。したがって、現在作成中であるというふうに聞いております国のリーフレット等、完成を待って配布をしたいと思います。

また、このことは児童・生徒と保護者だけの問題ではありませんので、市の広報等を活用するなどして、市民の皆様にも条約の趣旨を知っていただくようにしなければならんと思っております。現在のところ、広報「かに」で7月15日号に概要を掲載するという予定があるように聞いております。その後のことにつきましては、関係部課でそれぞれ協議いたしていききたいと思いますので、御理解をお願いします。以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

学童保育、この基本計画のことなんですが、特殊的なものとしてでなくということで、福祉の分野、それから教育の分野、地域ということで、一体になって子供たちを見ていこうというようなふうに基本計画の中にあっただけですが、大変子供の問題が連携を持って広い視野から見ていただけるといふ、そういう点では大変いいなというふうに思ったわけですが、今、御答弁があった中でやはり感じるのですが、そういう広い視野の中で見るからというようなことで個々の問題がぼかされてしまうんじゃないかという、そういう危惧を基本計画を見せてもらったときに思ったわけですが、やはり今の御答弁の中でも児童センター、学童保育、そういう問題がどうもそのようにとらえられているような気がいたします。学童保育については、働く者のニーズにこたえるように関連部局とも協議していききたいということで重要性を言っていたわけですので、またこれまでも何度も一般質問では申し上げてまいりましたので、ぜひ一日も早く、こういう学童の保育の問題については考えていただきたい。基本計画は大まかな形で出たということで認識をいたしまして、個々の問題として、児童館、児童センターの校下ごとの建設、そして学童保育の実施という、日々の学童保育というものについては早急に考えていただきたいということで、これは要望としてお願いをいたします。

それから子供の権利条約のことなんですが、国の方で作成中であるらしいということですが、どれぐらいの時期になるかということがわかれば教えていただきたいということと、それから国会で承認されるまでに随分時間がかかっておりますので、いろんな組織で大変きれいなものができております。こういう「国連子どもの権利条約」、これはまだ日本で発効する前なんですが、大変カラフルなこういう冊子なんか、これは中・高校生用なんですが、これを使ってほしいということではないんですけど、大変理解しやすいものであるということと、これは小学生の子供に大抵わかってもらえるというような簡単なこんなものもできております。ぜひ教育委員会でもやっぱり研究していただいて、子供たちに理解をしてもらえるもの、そういうものをぜひ配るようなふうにしていただきたいというふうに思います。

副議長（今井成美君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 御質問のリーフレットでございますが、その時期については明確に聞いておりませんので、また問い合わせたいと思っております。

なお、作成中については、これは問い合わせた結果でありますので、そのうちに来るといふふうに思っております。

それから、幾つかの資料が既に出ているのではないかとございまして、また議員のお持ちの資料も見せていただきまして、私どもはそれをもって勉強をしたいというふうに思っております。しかながら、もろにというか、直にいただいた資料を、学校、あるいは児童・生徒へ渡すことができるかという、これはやっぱり公教育の立場上、いわゆる公平なというか、中立なというか、考え方の中で公的に作成されたものを配布すべきであるというふうに思っておりますので、また参考にさせていただくということで御容赦いただきたいと思っております。

なお、広報につきましては、今後の問題であります、1回だけでは難しい面もあるというふうなことで、検討を加えていくということにしておりますので、またよろしく申し上げます。以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

副議長（今井成美君） 21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

さしあたってですが、学校の先生方の中で、この権利条約に基づく学習会、勉強会なんかをやっているということでしょうか。

副議長（今井成美君） 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 児童の権利に関する条約が発効いたしまして、文部省等からの通知等がありましたし、国においては官報の号外第88号等で広く国民に紹介するという形で行われたところであります。市の教育委員会といたしましては、この国の動きにかんがみまして、市内の公立幼稚園、小・中学校すべてに通知を出したところであります。5月の27日付でございます。それから、その際、条約の全文は各学校へ正式に渡してありまして、それをもとに研修に努めるようにということをお願いしてあります。

なお、教育長訪問をただいま行って、あと残すところ1校になっておりますが、その際に、先生方にもその趣旨を十分理解していただくようにということで御指導を申し上げておるところでありますし、今後、校長会、教頭会の場でも、それぞれの学識経験者といいますが、先般は岐阜法務局御嵩出張所の局長さんをお招きして研修会をしたりというようなことをやっております。したがって、今後は、一番大事なことは現場で指導する一人ひとりの教師の理解を深めるということですので、それについて最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。以上です。

副議長（今井成美君） 以上で21番議員 松本喜代子君の質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号までについて（質疑・委員会付託）

副議長（今井成美君） 日程第3、議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号までの8議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

副議長（今井成美君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明日から6月22日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（今井成美君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から6月22日までの7日間を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

副議長（今井成美君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

次は6月の23日午前9時30分から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

長時間にわたり、まことに御苦労さまでした。

散会 午後2時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年6月15日

可児市議会副議長

署名議員

署名議員

6月23日(木曜日)午前9時30分開議

議事日程(第3日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号まで  
日程第3 請願3号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議を求める請願書(平成5  
年第8回定例会より継続中)  
日程第4 下水道対策特別委員会委員長報告
- 

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号まで  
日程第3 請願3号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議を求める請願書(平成5  
年第8回定例会より継続中)  
日程第4 (日程追加) 発議第4号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議(案)  
日程第5 下水道対策特別委員会委員長報告
- 

議員定数 26名  
欠員 1名

---

出席議員 (25名)

| 議席番号 | 氏名     | 議席番号 | 氏名     |
|------|--------|------|--------|
| 1番   | 高木利行君  | 2番   | 遠藤久夫君  |
| 3番   | 亀谷光君   | 4番   | 芦田功君   |
| 5番   | 太田豊君   | 6番   | 小池邦夫君  |
| 7番   | 村上孝志君  | 8番   | 渡辺佳彦君  |
| 10番  | 渡辺朝子君  | 11番  | 近藤忠實君  |
| 12番  | 続木重数君  | 13番  | 可児慶志君  |
| 14番  | 今井成美君  | 15番  | 河村恭輔君  |
| 16番  | 大江金男君  | 17番  | 勝野健範君  |
| 18番  | 村瀬日出夫君 | 19番  | 渡辺重造君  |
| 20番  | 小池優之助君 | 21番  | 松本喜代子君 |
| 22番  | 奥田俊昭君  | 23番  | 田口進君   |
| 24番  | 林則夫君   | 25番  | 林義弘君   |
| 26番  | 澤野隆司君  |      |        |

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 鈴木告也君 | 助役     | 瀨瀨義昭君 |
| 収入役    | 山田豊君  | 教育長    | 渡邊春光君 |
| 総務部長   | 山田正雄君 | 民生部長   | 小池勝雅君 |
| 経済部長   | 可児文一君 | 建設部長   | 井藤實義君 |
| 水道部長   | 大澤守正君 | 福祉事務所長 | 高橋卓二君 |
| 教育部長   | 可児征治君 | 秘書課長   | 長瀬文保君 |
| 総務課長   | 奥村雄司君 | 市民課長   | 青山嘉佑君 |
| 農政課長   | 曾我宏基君 | 土木課長   | 可児教和君 |
| 学校教育課長 | 丹羽一仁君 |        |       |

---

出席議会事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 林邦夫  | 係長 | 籠橋義朗 |
| 書記     | 勝野正規 | 書記 | 脇坂忠志 |
| 書記     | 山田美保 |    |      |

---

議長（勝野健範君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

---

#### 開議の宣告

議長（勝野健範君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（勝野健範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において24番議員 林 則夫君、25番議員 林 義弘君を指名いたします。

---

#### 議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第2、議案第50号から議案第54号まで、及び議案第56号から議案第58号までの8議案を一括議題といたします。

これら8議案につきましては、各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、各委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務委員長 河村恭輔君。

総務委員長（河村恭輔君） おはようございます。

それでは、本定例会において、総務委員会に審査が付託されました案件は、平成6年度補正予算が1件、条例の一部改正が1件、その他1件の計3件でございました。

去る6月17日、当委員会において審査を行いました。

その結果、議案第50号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、適正な補正であると認め、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第54号については、可児市非常勤消防団員の退職報償金を今まで5年単位として支給していたものを細分化し、2年以上の団員にも支給するもので、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第56号の土地開発公社定款の変更については、国の政令の改正に伴うものであり、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で、総務委員会の審査の報告を終わります。

議長（勝野健範君） 文教民生委員長 可児慶志君。

文教民生委員長（可児慶志君） 文教民生委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成6年度補正予算の関係が2件でした。

去る6月20日、当委員会において慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第50号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分及び議案第51号 平成6年度可児市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありましたので申し添えます。

一つ目は文化センターの用地取得ですが、その用地単価は他の事業の用地単価とのバランスを十分配慮していただきたい。また、今後の用地交渉等の対応の仕方もよく考えていただきたい。

二つ目は養護訓練センター隣接の用地についてですが、用地を所得してから約3年が経過していますが、いまだに利用計画が打ち出されていませんので、早急に計画内容を示していただきたい。

三つ目は広見小学校のプールについてですが、激しい漏水のために、今年度建て直しをされますが、耐用年数よりはるかに短い期間で建て直しをしなければならなくなったのは、設計上の問題か業者施工の問題なのか原因をはっきりさせ、他の小・中学校のプールを早急に調査をし、同じことを繰り返さないように対応をしていただきたい。

以上の3点を申し添えまして、文教民生委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（勝野健範君） 水道経済委員長 続木重数君。

水道経済委員長（続木重数君） 水道経済委員会の審査結果の御報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成6年度補正予算が1件、条例の一部改正が2件の計3件でございました。

去る6月20日、当委員会において審査した結果、議案第50号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第52号、議案第53号の条例の一部改正についても、何ら異議なく、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で水道経済委員会の審査の結果を終わります。

議長（勝野健範君） 建設委員長 渡辺佳彦君。

建設委員長（渡辺佳彦君） 建設委員会の審査の結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成6年度補正予算の関係が1件、市道路線の関係が2件、計3件でした。

去る6月17日、当委員会において慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第50号 平成6年度可児市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、議案

第57号 市道路線の認定について及び議案第58号 市道路線の変更については、いずれも異議なく、全会一致で原案を可とすることに決定しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありましたので申し添えます。

主要道路の街路樹周辺の土が入れかえられ、花が植えられるようになりましたが、来年開催される花フェスタためだけの一過性のものにならないよう、その後も継続してやっていくようにしていただきたい。

以上申し添えまして、建設委員会の審査の結果の報告を終わります。

議長（勝野健範君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております8議案を一括採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議ないものと認めます。よって、議案第50号から議案第54号、議案第56号から議案第58号までの8議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各常任委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件は委員長報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、本8議案はそれぞれ原案のとおり決しました。

---

請願3号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第3、請願3号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議を求める請願書を議題といたします。

本請願につきましては、水道経済委員会にその審査の付託がしてございますので、委員長からその審査の結果について報告を求めます。

水道経済委員長 続木重数君。

水道経済委員長（続木重数君） 水道経済委員会に審査を付託されております「食とみどり・水を守る都市宣言」に関する決議を求める請願書について、審査の結果を御報告申し上げます。

当請願につきましては、平成5年12月議会より今まで、慎重なる審査が必要ということで継続としていましたが、今、世界じゅうで環境問題が叫ばれている中で、水田を中心とした日本の農業は貴重な緑であり、保水を初め、環境保全にも役立っています。さらに、急激に都市化が進む可児市においては、自然、住環境、商工業の調和のとれた都市づくりに取り組んでいき、地域農業の活性化を図り、山林や河川などの自然を守るためにも、この請願を全会一致で採択することに決しました。以上でございます。

議長（勝野健範君） 以上で水道経済委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより請願3号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する水道経済委員長の報告は採択であります。よって、本請願は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議がないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時44分

---

再開 午前9時45分

議長（勝野健範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。ただいまお手元に配付しましたとおり、発議第4号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議（案）の提出がございました。この際、発議第4号を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 異議ないものと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

ただいま発議第4号が日程に追加されたことに伴い、日程第4以下の順序が繰り下げられたものとみなします。

---

発議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（勝野健範君） 日程第4、発議第4号 食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番議員 芦田 功君。

4番（芦田 功君） 朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

食とみどり・水を守る都市宣言に関する決議（案）。

急激に都市化が進む可児市においては、自然や農業と住環境、そして商工業地域の調和がとれたまちづくりを目指しています。こうした中で、地域農業の果たす役割は大きなものがあります。

しかし、今日では日本の穀物自給率は29%まで落ち込み、その上、米輸入の自由化の圧力も強まるなど、農業を取り巻く情勢は非常に厳しいものとなっております。加えて、世界的人口増加の中で、21世紀には食料不足が心配されており、長期的な視点に立って農業政策を進め、食料の国内自給率を高めることが本当の意味で食料の安定供給につながるといえます。

さらに、世界的環境問題が叫ばれる中で、水田を中心とした日本の農業は貴重な緑であり、保水を初め、環境保全にも役立っています。小学校においては、ふるさと学習の一環としての学習田の活用や、市民が身近に農業を通じて自然と触れ合うことは教育上にも文化的にも有意義なことであり、心の安らぐものとしての景観機能も果たしています。

このように、農業には食料供給以外にも多くの公益的機能があります。よって、可児市は地域農業の活性化を図り、山林や河川などの自然を守り、調和がとれたまちづくりに取り組むために、食とみどり・水を守る都市宣言をします。平成6年6月23日、可児市議会。以上であります。

議長（勝野健範君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 討論もないようですので、これにて討論を終結します。

お諮りします。ただいまから発議第4号について採決します。本発議を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（勝野健範君） 御異議ないものと認めます。よって、本発議は原案のとおり決しました。

---

#### 下水道対策特別委員会委員長報告

議長（勝野健範君） 日程第5、下水道対策特別委員会委員長報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

下水道対策特別委員長 渡辺重造君。

下水道対策特別委員長（渡辺重造君） 下水道対策の特別委員会の委員長報告を申し上げます。

す。

執行部と一丸となって下水道整備に伴う諸問題の解決に当たるとともに、全市下水道整備の早期実現を図るため、昭和63年6月定例会で設置された当委員会も平成3年8月の議会改選に伴い委員の改選もなされました。そして、そのメンバーのうち、昨年7月に不幸にして他界されました大沢和明議員にかわって、芦田 功議員が選任され、現在に至っております。

昨年6月定例会において本委員会の中間報告を行っておりますので、今回はそれ以降の状況について御報告申し上げます。

御承知のとおり、当市の下水道事業は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道を初め、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業と、整備の方法は異にしながらも、市内各地で事業が進められております。中でも、久々利地区、今地区では既に平成2年度から供用が開始され、その水洗化率も現在では90%を超えております。さらに、塩河地区の農業集落排水事業も今年4月から供用開始となりました。また、流域関連におきましても、いよいよ今年の10月には市内西部の一部で供用が開始されることになっております。

ところで、委員会の活動状況でございますが、平成5年9月7日に第12回の特別委員会を開催いたしました。平成5年度事業の当初計画及び国の景気対策による大型補正事業分についての進捗状況の説明を受けました。その中で、公共下水道事業は流域の供用開始が6年秋の予定となっているため、その予定地域である土田、塩及び東帷子の一部、並びに長坂、若葉台の未整備部分を完了させる予定であること。また、7年以降に供用できる今渡、下恵土についても整備を進め、さらには広見地区への幹線工事にも着手する旨の説明を受けました。その他、継続事業であります広見東特定環境保全公共下水道事業や春里の2地区の農業集落排水事業につきましても順次進められているところでありますが、塩河地区については平成5年度未完了予定であるとの説明を受けました。

次に、平成5年10月27日から28日にかけて、先進地である長野県須坂市の下水道事業について視察研修を実施いたしました。須坂市は千曲川を挟んで長野市に隣接しており、人口は5万3,000人で、電子機械工業を中心とした産業文化都市として発展している都市でございます。下水道事業は昭和60年度から始められ、計画決定区域1,436ヘクタールのうち、平成4年度末の整備完了面積は215.2ヘクタールで、普及率は17%。そして、その水洗化率は36.1%とのことであります。ここの公共下水道は、長野県が行う千曲川流域下水道事業の下流処理区に入り、須坂市のほか、長野市など5市町が参画しており、受益者負担金については、平成元年度より可児市と同一金額の1平方メートル当たり500円を徴収しているほか、使用料の徴収については水道使用料と併合させて徴収しているところでございます。須坂市においては、特に今後は普及率のアップに力を入れていくとのことでありましたが、当市でも、公共下水道の使用開始後は一刻も早く整備済み区域内の水洗化に努める必要性を強く感じたところでございます。引き続き、近くの長野市にある処理場、クリンピア千曲の施設も視察いたしました。ここでは脱水した汚泥の焼却施設を持ち、汚泥の搬出をできる限り少なくしているところでございました。

次に平成5年11月12日、第13回の特別委員会を開催し、住宅宅地関連事業による都市計画変更及び長洞地区の農業集落排水事業における受益者負担金について審議を行いました。住宅宅地関連事業は姫治の南部開発に伴うもので、下水道管渠布設のための都市計画の変更予定について説明を受け意見を求められたもので、執行部案に了承をいたしたところでありませす。また、長洞地区の分担金については、事業も進められており平成6年度から徴収を開始するとのことで、従来の農集の分担金と同額である1戸当たり20万円をおおむね了承したものであります。なお、この分担金につきましては、昨年12月の定例議会において関係条例の一部改正で議決されたところでありませす。

次に、今年に入り、去る2月17日に第14回の特別委員会を開催いたしました。ここでは平成6年度の各下水道事業計画について説明を受けたところでありませす。それによる主なものは、継続になっております広見汚水幹線の布設、下恵土地内の面整備及び広見東特環の面整備、長洞農集の面整備などでありませす。また、清水ヶ丘の処理状態、その他、春里地域の諸問題を考慮し、清水ヶ丘への流域への接続、及びそれに伴う関連地域の面整備など、早期に対処しなければならないとのことでありませす。

以上、過去1年間の当委員会の活動状況を申し述べましたが、当市の公共下水道は昭和63年に事業開始されて以来、約104億円の巨費を投じ、226.7ヘクタールの区域が整備されてきました。いよいよ今年の10月には171.9ヘクタールの供用開始ができることになり、当市の下水道事業も本格的にスタートする年となりましたことはまことに喜ばしいことであり、執行部の御努力に対して敬意を表する次第でありませす。下水道の整備には、なおも長い年月と多額の費用がかかることは十分承知しておりますが、事業が進むにつれ、市民から計画区域内の早期完成や、整備区域の拡大の要望が高まることは論をまたないところでありませすので、執行部におかれましては、それらにこたえるべく計画的な事業の推進に努められるよう強く望むところでございます。

なお、議員各位におかれましては、下水道事業の推進に一層の御理解と御協力をお願いを申し上げ、本委員会の経過報告といたします。

議長（勝野健範君） 以上で下水道対策特別委員長の報告は終わりました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終わりました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 平成6年の第2回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さる6月9日より本日まで、本会議、並びに各委員会を通じまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜りました議員の皆様方の御労苦に対しまして心より感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算を初め、各種重要案件を原案どおり御議決賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、議案審議の中で種々賜りました皆様方の御意見、御教授につきましては、十分にこ

れを尊重し、検討を重ねまして、8万5,000市民の期待にこたえるべく、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。順調な進展を続けております当市ではございますが、まだまだ公共下水道、都市街路区画整理等の都市基盤整備、住みよい福祉のまちづくり事業、生涯学習の推進、環境センター建設に向けての諸準備、「花フェスタ'95」関連施設整備など、極めて重要な事業が山積みいたしております。厳しい行財政環境の中、これらの諸問題の解決に向けて全町一丸となって事業の円滑な推進を図ってまいり所存でございますので、議員皆様方におかれましても、何とぞ一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これからは一段と酷暑に向かう折でもございます。議員の皆様にはくれぐれも健康に留意され、御自愛いただきますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。(拍手)

---

#### 閉会の宣告

議長(勝野健範君) それでは、これをもちまして平成6年第2回可児市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午前10時00分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成6年6月23日

可児市議会議長

署名議員

署名議員